

令和 6 年度第 1 回
市有地公募売却事業



ヨコハマの土地売ります！

郵送入札

**一般競争入札売払
募集要領**

市有地公募売却事業の特徴

- ・ 個人、法人を問わず参加できます。
- ・ 代替地用地等、市が保有している物件です。
- ・ 滞納処分として市が差し押さえた物件ではありません。
- ・ 仲介手数料等が不要です。

令和 6 年度第 1 回

横 浜 市

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

入 札 物 件 一 覧 表

物件 番号	所 在 地	登記 地目	地積(m ²)	最低売却価格 (万円)	売 払 人
2826	鶴見区小野町 14 番 68	宅地	31.20	623	財 政 局
2827	鶴見区駒岡三丁目 1397 番 9	宅地	190.68	853	財 政 局
2828	鶴見区駒岡三丁目 1397 番 10	宅地	246.05	849	財 政 局
2829	保土ヶ谷区星川三丁目 454 番 5 外	宅地	118.97	2,969	財 政 局
2830	保土ヶ谷区星川三丁目 458 番 6 外	宅地	76.39	1,958	財 政 局
2831	保土ヶ谷区星川三丁目 544 番 1	宅地	84.54	1,657	財 政 局
2832	戸塚区品濃町字宿ノ背戸 280 番 7	雑種地	186.52 (186)	2,006	財 政 局
2833	泉区新橋町 54 番 5	宅地	160.91	2,330	財 政 局
2834	泉区新橋町字神明谷 1379 番 10	宅地	166.67	2,567	財 政 局
2835	泉区新橋町字神明谷 1379 番 12	宅地	179.40	2,763	財 政 局
2836	泉区新橋町字慶林小谷 2112 番 5	宅地	200.40	2,938	財 政 局
2837	泉区中田北一丁目 2703 番 4 外	宅地 雑種地	738.66 (737.92)	14,707	財 政 局
2838	旭区鶴ヶ峰一丁目 99 番 99	宅地	59.78	918	水 道 局

【借地権負担付物件】

物件 番号	所 在 地	登記 地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (万円)	売 払 人
2839	南区中村町四丁目 274 番 42	宅地	24.71	101	財 政 局

- (注) 1 「地積」欄は登記記録上の面積です。
ただし、物件番号2832、2837は法務局備え付けの地積測量図面積で、それぞれの物件の()内の数字は登記記録上の面積です。
- 2 物件番号2838は、売払人が水道局です。契約のお手続きは水道局と行っていただきます。
- 3 物件番号2839は、第三者の借地権の負担がついた状態での売却です。
- 4 物件により予告なく売却を中止する場合があります。最新の情報は、ホームページを御確認ください。
(二次元コード、もしくは【横浜市 市有地売却】で検索)



二次元コード

入札方式による売払いの流れ（概要）

重要

入札は、申込から入札までを郵送によって行います。郵送書類や方法、宛先についてはこの要領をよく読み御確認ください。

**郵送による
入札参加申込**

…令和6年6月11日（火）～6月24日（月）※ **必着**
書留郵便・簡易書留郵便・レターパックプラスにてお送りください。
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所内郵便局留
（受取人）横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当
※持参可。持参される場合は、横浜市役所12階
財政局ファシリティマネジメント推進課入札担当までお越しください。
（受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時：土・日・祝日除く）

**横浜市から
入札書等の交付**

…参加申込受付から令和6年7月1日（月）まで
参加申込者に対して入札書・入札保証金納付書等を簡易書留またはレターパックプラスにて郵送します。

**入札保証金納付
・
郵送による
入札書の提出**

…入札書等が届いてから令和6年7月12日（金）まで ※ **必着**
① **入札金額の5%以上を横浜市指定金融機関(横浜銀行)で納付**
② 領収書をコピーする
③ 入札書と領収書のコピー等を期限までに書留・簡易書留・レターパックプラスで郵送（宛先は入札参加申込と同じ）
※持参可。持参される場合は、入札参加申込と同じ

**開 札
(立会いは任意)**

…令和6年7月18日（木）午前10時から
※入場には入札保証金領収書の原本を確認（1者（法人）につき1名）
【横浜市役所 18階会議室 みなと1、2、3】

売買契約締結

…令和6年8月27日（火）まで
【横浜市役所12階 財政局ファシリティマネジメント推進課】
一 括 払 の 場 合：売買代金全額納付
契約保証金払の場合：契約保証金納付(売買代金の10%以上)

売買代金全額納付

物件引渡・所有権移転

…

契約保証金払	一 括 払
契約締結日の翌日から 起算して30日以内	契約締結と同時

目 次

1 入札物件	1
2 入札参加者の資格	1
3 契約上の義務	1
4 入札物件の現地開放	3
5 入札の参加申込	3
6 入札保証金納付・入札方法	4
7 入札の無効	5
8 開札の日時及び場所	5
9 落札者の決定方法等	5
10 結果の公表	5
11 契約の締結等	5
12 売買代金の支払方法	6
13 所有権の移転等	6
14 不落等物件の売払	6
15 暴力団等の排除	7
16 担当窓口	7
17 市有地公募売却のホームページ	7
封筒の宛名記載例	9
必要書類早見表	11
チェックリスト	13
入札要領	16
売払物件について	18
物件調書	23
水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報	53
入札参加申込書の押印について、記入例	58
一般競争入札参加申込書	60
誓約書、役員名簿	62
市有財産売買契約書（標準契約書）〔一括払〕	66
市有財産売買契約書（標準契約書）〔戸建住宅用地指定・一括払〕	71
市有財産売買契約書（標準契約書）〔契約保証金払〕	77
市有財産売買契約書（標準契約書）〔戸建住宅用地指定・契約保証金払〕	83
市有財産売買契約書（鶴ヶ峰一丁目）〔一括払〕	90
市有財産売買契約書（鶴ヶ峰一丁目）〔契約保証金払〕	97
市有財産売買契約書（中村町）〔一括払〕	104
市有財産売買契約書（中村町）〔契約保証金払〕	110

重 要

入札参加申込から入札までを郵送によって行います。郵送書類や方法、宛先等についてこの要領をよく読み御確認ください。

1 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」のとおりです。
なお、都合により一部物件の入札を中止する場合があります。

2 入札参加者の資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3、地方自治法施行令第167条の4、横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は同条例第7条の規定に該当する者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等は、入札に参加できません。（15 暴力団等の排除参照）

3 契約上の義務

(1) 売買契約に当たっては、原則として次の条件を付します。契約内容については、本募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」（標準契約書）を御参照ください。

「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない」

及び

「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない」

(2) 戸建住宅用地指定（用途指定）の売買契約に当たっては、本契約締結の日から5年間、(1)の条件の他、次の条件を付します。また、この用途指定に伴い10年間の買戻特約を設定します。契約内容については本募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」（標準契約書）〔戸建住宅用地指定〕を御参照ください。

「落札者は、売買物件を本契約締結の日から5年間、戸建住宅の敷地に供するものとし、その他の用に供してはならない。

2 落札者は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の内容を承継することを義務付けなければならない。」

及び

「落札者は、売買物件において、本契約締結の日から5年以内に住宅の建築工事を完了しなければならない。

3 落札者は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合に、住宅の建築工事が完了していなければ、その残存期間について、前項の内容を承継することを義務付けなければならない。」

※注 戸建住宅とは原則として1棟の建物に1世帯が住む専用住宅です。

（共同住宅、併用住宅、寄宿舍は不可）

【戸建住宅用地指定の利用について】（今回は物件番号2827、2828が該当）

戸建住宅用地指定は、戸建住宅が存在し、当該住宅に1世帯が居住する状態の他、建築準備期間（設計、資材・人員の確保段階等）による更地状態または、戸建住宅の建築工事に係る利用以外の用途での利用は認めておりません。

例えば、建築準備期間であっても、自己または他人のための駐車場として利用するなどの行為は、契約違反に該当する場合がありますので御注意ください。

(3) 契約書〔戸建住宅用地指定〕（一括払及び契約保証金払）には、以下の内容の買戻しの特約を付します。

「甲（横浜市）は、乙（落札者）が本契約締結の日から 10 年を経過する日までに、第 X 条（注：本契約締結の日から 5 年以内に戸建住宅を建築する）に定める義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買い戻すことができる。この場合、売買契約に要した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等乙の負担した一切の費用は償還しないものとする。

2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 X 条の建築工事が完了し、建築基準法に定める検査済証が交付されたときは、買戻期間を検査済証が交付された日までとする。

4 第 1 項の規定による買戻しの特約の登記上の期間は、本契約締結の日から 10 年とする。」

【買戻し特約の解除・抹消要件について】

ア 買戻し特約は、以下の要件を全て満たしている場合に解除申請をすることができます。

- ・本契約締結の日から 5 年間戸建住宅の敷地として供していた
- ・特約期間が満了している

イ また、以下の要件を全て満たしている場合に、期間満了前に買戻し特約の抹消申請をすることができます。

- ・戸建住宅が建っており、検査済証が交付されている
- ・第三者との売買契約等が成立している（当該物件の所有権移転を目的とした契約書がある）

（注）指定期間満了前の買戻し特約の抹消について

契約書〔戸建住宅用地指定・一括払〕第 1 4 条第 2 項、〔戸建住宅用地指定・契約保証金払〕第 1 6 条第 2 項に定める特約解除申請のうち、期間満了前の特約解除については、第三者（落札者から所有権移転を受ける者）の実印、印鑑証明書（共有名義である場合は名義人全員分）が必要になります。その他添付資料については、同条に定める申請書に記載があります。落札者になり、物件の所有権を第三者に移転することが決まった場合は、第三者との売買契約前に申請書をお渡ししますので、1 6 担当窓口へ御連絡ください。

(4) 次の売払物件については、専用の契約書（90 ページから 103 ページまで参照）にて売買契約を締結します。

2838 番	旭区鶴ヶ峰一丁目 99 番 99
本契約には、要撤去移設物、土地使用承諾書、売買等の禁止、買戻しの特約、買戻しの登記及び抹消条項があります。	

(5) 次の売払物件については、専用の契約書（104 ページから 116 ページまで参照）にて売買契約を締結します。

2839 番	南区中村町四丁目 274 番 42
本物件は借地権負担付土地です。第三者の借地権の負担がついた状態での売買契約となりますので、買主は借地権者との賃貸借契約における賃貸人としての地位を継承します。	

(6) 次の売払物件については「特記事項」として、売買契約書に次の条項を追加します。

物件番号	追加条項
2832 番 2837 番	乙は、甲が隣接地権者と取り交わしている「筆界確認書」又は「現況工作物（等）に関する確認書」に関し、甲の地位を承継するものとする。
売買契約書へ追加する箇所	標準契約書〔一括払〕第 19 条の次 標準契約書〔契約保証金払〕第 21 条の次

(7) 落札者が契約書の条件に違反したときは、売払代金の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として、横浜市へ支払わなければなりません。

(8) 落札者が契約に定める義務を履行しないときは、横浜市は締結した市有財産売買契約を解除することができます。

4 入札物件の現地開放

本募集要領の物件調書をお読みの上、入札参加申込時までに現地及び物件状況を御確認ください。物件によっては、道路から物件の状況確認が難しいため、物件内に入って確認したい場合は、入札参加申込み時まで16担当窓口にて鍵を貸出します（物件番号2827、2828、2830、2831、2833、2834、2835、2836が対象）。入札参加及び買受にあたっては、現地及び物件状況を全て承知されたものとし、売買契約の際、現地及び物件調書記載事項について確認書を提出していただきます。

5 入札の参加申込

受付期間、方法等は次のとおりです。

(1) 受付期間

令和6年6月11日（火）から令和6年6月24日（月）まで **※ 必着**

(2) 受付場所

郵送によって受け付けます。受付期間が定まっていますので、余裕を持ってお送りください。

※ 受付期限の令和6年6月24日（月）までに到着しない申込みは無効となります。

（郵送先）

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所内郵便局留

（受取人）

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当

←封筒の宛先面には
枠内全て（受取人まで）
記載してください。

※ 書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。

※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。また、電話での参加申込はできません。

(3) 申込必要書類

ア 一般競争入札参加申込書（本募集要領60ページに掲載のもの）

イ 添付書類（発行後3か月以内のもの）

個人の場合 住民票（※1）（1通）

身分証明書（※2）（1通）

登記されていないことの証明書（※3）（1通）

法人の場合 資格証明書（※4）（1通）

（※1）住民票：個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

（※2）身分証明書：本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類

（※3）登記されていないことの証明書：各地方方法務局（本局）が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。**【成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない】ことの証明を取得してください。**

（※4）資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）

（注）1 申込者は、落札者となった場合に契約の名義人となります。法人の場合は、担当者の名刺を同封してください。

2 一般競争入札参加申込書に記入する際は、本募集要領59ページの記入例を参照し、注意事項をよく御確認ください。

※ 不備等がある場合の申込書は不受理となります。

3 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

- 4 その他、横浜市が必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- 5 複数の物件の入札を希望される場合は、個々の物件ごとに、一般競争入札参加申込書等を御提出ください。なお、添付書類は1物件に原本を1部添付し、他の物件は原本のコピーの添付でも可能です。
- 6 書類への押印は全て同一の朱肉を使う印鑑を使用してください。(スタンプタイプのものは不可。)なお、落札となった場合には売買契約に関する書類(契約書等)についても同一の印鑑を使用させていただきますので、法人の場合は、代表者名(肩書)の入ったものをお願いします。
- 7 御提出いただいた書類は、理由にかかわらず返却できません。
- 8 申込書類に不備がある場合は、入札に参加できません。

(4) 参加申込後

申込みを受け付けた場合は、横浜市から次の書類を簡易書留もしくはレターパックプラスにて郵送し、交付します。

- | |
|--|
| <p>(ア) 一般競争入札参加申込書(写し)
 (イ) 入札保証金の納付書(振込用紙)
 (ウ) 入札保証金返還請求書
 (エ) 入札書</p> |
|--|

※ 申込書類確認後に郵送します。7月1日(月)までに書類が届かない場合は財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当(671-2264)まで御連絡ください。

6 入札保証金納付・入札方法

(1) 入札保証金の納付等

- ア 入札保証金は、入札物件ごとに、入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)に相当する金額とし、横浜市が交付した納付書により納付願います。入札保証金が未納付・金額不足の入札は無効とします。(7(3)参照)
- イ 入札保証金は、横浜市指定金融機関(横浜銀行)にて納付していただきます。
- ウ 入札保証金の領収書をコピーして入札書と共に郵送していただきます。
- エ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付には入札終了後2か月程度かかります。あらかじめ御了承ください。
- オ 入札保証金には利息を付しません。

(2) 入札方法(郵送による入札)

入札も、入札参加申込と同様に郵送によって行います。入札をする場合は、入札期限までに入札参加申込と同じ宛先に以下の書類を御郵送ください。

入札期限：令和6年7月12日(金)まで ※ 必着

※ 書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。

- ア 入札書
- イ (横浜市から交付した)一般競争入札参加申込書(写し)
- ウ (納付済み)入札保証金の領収書のコピー ※原本は送らないでください。
- エ 入札保証金返還請求書

※ 入札後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

※ 入札参加申込後に横浜市から郵送にて交付した書類を用いてください。

※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。書類の添付漏れ等に十分御注意ください。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 入札保証金の納付がないか、入札保証金が入札金額の100分の5に満たない入札
- (4) 入札保証金の振込領収証書の提示のない入札
- (5) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (6) 同一の物件に2通以上の入札をしたもの
- (7) 入札書に押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合
- (8) その他入札要領において無効とするもの

8 開札の日時及び場所

日 時	令和6年7月18日(木) 午前10時から
場 所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所 18階会議室 みなと1、2、3
入 場	午前9時50分から午前11時30分まで (途中入退場可能)
※	結果掲示は午前11時15分頃(予定。開札状況による)から午前11時30分まで
※	結果の確認だけの来場も可能です。

※ 開札の立会い(会場への来場)は任意ですが、来場される場合は入札参加申込書の指定箇所に☑チェックをしてください。

※ 入場には、入札保証金領収書の原本を確認させていただきます。また、会場の都合上、1者につき1名とします。(法人の場合は入札件数にかかわらず1法人につき1名)

9 落札者の決定方法等

- (1) 開札の結果、横浜市の最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者がいるとき(当該入札者がいないときを含む)は、入札に関係のない横浜市職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - ア 法人が行った入札：商号及び入札金額
 - イ 個人が行った入札：「個人」であること(氏名の公表はしません。)及び入札金額
- (4) 再度入札は実施しません。

10 結果の公表

入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。(17市有地公募売却のホームページ 参照)

※ 掲載項目：全入札者名、入札額。ただし、個人の場合は入札者名を「個人」と表記(9(3)参照)

※ 開札作業終了後、開札会場にも入札結果を掲示します。(8参照)

11 契約の締結等

(1) 落札者への書類送付

落札者に対しては、7月24日(水)までに契約説明書類を郵送します。また、落札後、速やかに誓約書と役員名簿(法人のみ)を御提出いただきます。(本募集要領62~65ページ参照)

(2) 契約の締結期限及び契約場所

売買契約の締結は、令和6年8月27日(火)までに16担当窓口にて行います。

期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札売払への入札参加資格を停止します。

(3) 売買契約書

別添「市有財産売買契約書」（標準契約書）（本募集要領66ページ以降）を御参照ください。

12 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の(1)又は(2)の2通りがあります。

(1) 一括払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに全額納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

(2) 契約保証金払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、横浜市が発行する納入通知書により、売買契約締結日の翌日から起算して30日以内に納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に契約保証金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札への参加資格を停止します。

（注） 売買代金の分割納入はできません。

13 所有権の移転等

(1) 売買代金の全額が納付されたときに所有権を移転し、物件を引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、横浜市が行います。

(3) 売買契約書（横浜市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

14 不落等物件の売払

入札者・落札者のない物件又は落札者が契約しなかった物件は、次のとおり希望者に売却します。詳細については、開札後に市有地公募売却のホームページにてお知らせしますので、御覧いただくか、直接16の担当窓口にお問い合わせください。

(1) 買受申請受付期間

令和6年8月1日（木）から令和7年2月14日（金）まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所

財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当（横浜市役所12階）

(3) 申請必要書類

ア 買受申請書

イ 添付書類

（ア）（個人）住民票：個人番号（マイナンバー）の記載のないもの（1通）

身分証明書、登記されていないことの証明書（各1通）

（法人）資格証明書（1通）

※ 発行後3か月以内のもの。共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

（3ページ5(3)参照）

（イ）誓約書

（ウ）役員名簿（法人のみ）

（エ）委任状（代理人により申請手続等を行う場合のみ）

※ 買受申請書（不落物件等）、誓約書及び役員名簿は、市有地公募売却のホームページから入手するか、**16担当窓口**にお問い合わせください。

(4) 買受人の決定方法

- ア 横浜市の定めた最低売却価格以上（落札者が契約しなかった物件についてはその落札価格以上）の買受金額を提示した申請者と、先着順で売買契約を締結します。
- イ それぞれの日の受付開始時点（午前9時）において、アの条件を満たす申請者が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した申請者と売買契約を締結します。なお、同額である場合は当該申請者等にくじを引いていただき、決定します。

15 暴力団等の排除

- (1) 平成24年4月1日に施行された「横浜市暴力団排除条例」第2条又は第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、「神奈川県暴力団排除条例」第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者及び平成11年12月7日に施行された「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体（以下、暴力団等）は、入札への参加はできません。
- (2) 暴力団等でないことを確認するため、落札者から個人情報を含む誓約書及び役員名簿（法人の場合）を提出していただきます。
- (3) 誓約書及び役員名簿に基づき、暴力団等でないことを確認するため、神奈川県警察本部長および、公安調査庁に対し、照会します。その際、収集した個人情報を警察および、公安調査庁に提供します。
- (4) 照会の結果、(1)に該当すると回答のあった落札者とは契約を行いません。また、既に契約済みの場合は、契約を解除します。

16 担当窓口

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当(横浜市役所12階)
電話 045-671-2264
E-mail : za-uriti@city.yokohama.lg.jp

17 市有地公募売却のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>
「横浜市 市有地売却」で検索（「一般競争入札」のページ）

入札物件の入札中止、入札結果、不落等物件の売払い等に関する情報は、上記ホームページにて告知いたします。

<参 考>

【契約に当たっての費用】

- 1 売買代金・・・入札（落札）の金額
- 2 印紙税額（収入印紙）

売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100万円を超え500万円以下	1千円
500万円を超え1千万円以下	5千円
1千万円を超え5千万円以下	1万円
5千万円を超え1億円以下	3万円
1億円を超え5億円以下	6万円

- 3 登録免許税（参考値）
（入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価））×
（入札物件の地積）×税率＝税額（百円未満切捨）

仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

入札参加申込

封筒の宛名記載例

(表面)

The diagram shows a rectangular envelope with the following elements:

- Postage:** A box in the top left corner labeled "切手" (Postage).
- Postcode:** A box in the top right corner containing the code "〒231-0005".
- Address:** Vertical text on the right side: "横浜市中区本町6丁目50番地の10".
- Recipient:** Vertical text in the center: "横浜市役所内郵便局留" (Post Office Box, Yokohama City Hall) and "(受取人)" (Addressee).
- Sender/Status:** Vertical text on the left side: "入札参加申込書在中" (Bid Application Form in Progress).
- Postage Label:** A box on the far left labeled "簡易書留" (Easy Postage) with an arrow pointing to the envelope.
- Post Office Name:** Vertical text on the left side: "横浜市財政局" (Yokohama City Finance Bureau) and "ファシリテイマネジメント推進課 入札担当" (Facility Management Promotion Section, Bid Handling).

- ※ 封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
- ※ レターパックプラスでも可。
- ※ 郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

入札書提出

封筒の宛名記載例 (表面)

※入札書提出時は、封筒を二重にしてください。

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)

書留
簡易書留

切手

231 - 0005

横浜市財政局
ファシリテイマネジメント推進課
入札担当

(受取人)

横浜市役所内郵便局留

横浜市中区本町6丁目50番地の10

入札書在中

市有地一般競争入札

物件番号

氏名・住所 (ゴム印・スタンプ可)

〇〇〇〇

入札書のみ
を②に封入

←
①に②を入れる

①に③を入れる←

③参加申込書、入札保証金領収書(写し)、入札保証金返還請求書

■①外封筒には、②中封筒、③(物件ごとにまとめた)参加申込書の写し、入札保証金領収書のコピー、入札保証金返還請求書を入れてください。

■②中封筒には、入札書を入れて封をしてください。(複数物件入札する場合は、物件ごとに中封筒を用意してください。持参の場合も入札書は封筒に入れてください。)

※ ①外封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。

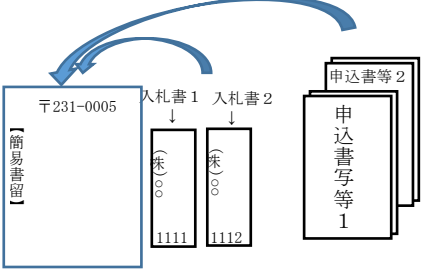
※ レターパックプラスでも可。

※ 郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

申込から入札までの書類早見表

※本表に加えて書類説明や注意事項については募集要領の該当箇所を必ずご覧ください。

日時・場所	□ 申込等に必要な書類、■ 横浜市から交付する書類
<p>入札の参加申込</p> <p>期間： 6月11日(火)から 6月24日(月)まで</p> <p>※ 必着</p> <p>必要な書類：右記</p> <p>持参される場合は、 横浜市役所12階 財政局ファシリティマネジメント推進課入札担当まで お越しください (平日9：00～12：00、 13：00～17：00)</p>	<p>□ 一般競争入札参加申込書（開札立会いをされる場合は、チェックをしてください）</p> <p>□ 住民票（個人のみ、マイナンバーの記載が<u>ないもの</u>）</p> <p>□ 身分証明書（個人のみ）</p> <p>□ 登記されていないことの証明書（個人のみ）</p> <p>□ 資格証明書（法人のみ、法人登記簿謄抄本・代表者事項証明書等）</p> <p>●郵送先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所内郵便局留 (受取人) 横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課 入札担当</p> </div> <p style="text-align: right;">} 受取人まで 記載してください。</p> <p>※ 書留、簡易書留又はレターパックプラスにてお送りください。</p> <p>※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。</p>
<p>参加申込後</p> <p>横浜市から交付する書類： 右記 (簡易書留又はレターパックプラスで郵送します。)</p>	<p>■ 一般競争入札参加申込書（写し）</p> <p>■ 入札保証金の納付書（振込用紙）</p> <p>■ 入札保証金返還請求書</p> <p>■ 入札書</p> <p>●参加申込受付後、一般競争入札参加申込書記載の住所に郵送します。</p> <p><u>7月1日（月）までに届かない場合、財政局ファシリティマネジメント推進課入札担当（671-2264）まで御連絡ください。</u></p>
<p>参考：入札保証金納付</p>	<p><u>入札保証金の納付書（振込用紙）</u>に、住所・氏名・金額（自身が入札する額の5%以上（円未満切上げ））を記入し、<u>横浜銀行</u>で支払いをする。</p> <p>支払い後、領収書のコピーをとる。</p> <p><u>※ 本納付書は、横浜銀行以外の金融機関では支払いができません。</u></p>

<p>入札書の提出</p> <p>期間： 入札書等が届いてから 7月12日（金）まで</p> <p>※ 必着</p> <p>必要な書類：右記</p> <p>持参される場合は、 横浜市役所12階 財政局ファシリティマネジ メント推進課入札担当まで お越しください</p> <p>（平日9：00～12：00、 13：00～17：00）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札書（物件ごとに1枚の封筒に封入） <input type="checkbox"/> 入札参加申込書（写し） <input type="checkbox"/> （納付済み）入札保証金の領収書のコピー ※原本は送らないでください。 <input type="checkbox"/> 入札保証金返還請求書 <p>●郵送先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所内郵便局留 （受取人） 横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課 入札担当</p> </div>  <p>受取人まで 記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 書留、簡易書留又はレターパックプラスでお送りください。 ※ 入札書は入札書のみを物件別に封筒に入れてください。 ※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。
<p>開札</p>	<p>開札日時 令和6年7月18日（木）午前10時から午前11時30分まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 開札の立会い（会場への来場）は任意です。（時間中の途中入退場可能） ※ 来場には、入札参加申込書にチェックが必要です。 ※ 開札作業終了後、入札結果を会場に掲示します。 （午前11時15分頃（予定。開札状況による）から午前11時30分まで） ※ 結果の確認だけの来場も可能です。 ■ 入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。
<p>開札後</p> <p>落札者に対して横浜市から 送付するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 役員名簿（法人の場合のみ） <p>●郵送先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課 入札担当</p> </div> <p>●メールアドレス：za-uriti@city.yokohama.lg.jp</p> <p>※ 普通郵便、メール 提出可</p> <hr/> <p>■ 契約説明書類</p> <p><u>開札日の翌日以降</u>7月24日（水）までに発送予定です。 以降の手續等は、契約説明書類に記載をします。</p>

各段階におけるチェックリスト

【押印について】

押印は全て同一の朱肉を使う印鑑を使用してください（スタンプタイプのもの不可。）。なお、落札となった場合には、売買契約に関する書類（契約書等）についても同一の印鑑を使用していたいただきますので、法人の場合は、代表者名（肩書）の入ったものをお願いします。

【入札の参加申込時】

- 申込期間内であることを確認した（6月11日（火）～6月24日（月））。また、郵送の場合、郵便局や郵便局ホームページで郵送物の到着が期間内であることを確認した。
- 一般競争入札参加申込書に、日付・氏名・住所・連絡先・物件情報を記入して封筒に入れた。
 - 一般競争入札参加申込書に押印をした。
 - 押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の欄を全て記入し、未記載・訂正した箇所はないことを確認した。（未記載・訂正がある場合は不受理となります。（法人は担当者等の在籍が確認できない場合を含む））
- 参加申込書の「申込者」は、契約の名義人となります。**
- 法人の場合は、契約の担当者の名刺を同封した。
- 入札書等の書類は、参加申込書の「申込者」の住所・部署に郵送されます。**
- 以下の添付資料を同封した。
 - 住民票（マイナンバーなし）（個人のみ）
 - 身分証明書（市区町村発行の破産宣告を受けていないこと等の証明書）（個人のみ）
※ 運転免許証等ではありません。
 - 登記されていないことの証明書（地方法務局発行）（個人のみ）
 - 資格証明書（法人登記簿謄抄本・代表者事項証明書等）（法人のみ）
- 封筒の宛先を確認した。（郵送の場合）
（郵送先）

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所内郵便局留
（受取人）
横浜市財政局
ファシリティマネジメント推進課 入札担当
- 郵送方法は、書留、簡易書留又はレターパックプラスとした。

【入札の参加申込後】

- 参加申込後、横浜市から入札書等が郵送された（簡易書留又はレターパックプラス）。

※ 7月1日（月）までに書類が届かない場合は御連絡ください。

(045-671-2264 財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当)

【入札書提出前】

- 入札書と共に郵送された入札保証金納付書（振込用紙、ピンク色）に、金額・住所・氏名を記載した。
- 入札保証金納付書に記載した金額は、自身が考えている入札金額の5%以上（円未満切上げ）の金額であることを確認した。
- 横浜銀行で入札保証金を納付した。
- 納付後、領収書（入札保証金納付書の控）を受け取った。
- 領収書をコピーした。

【入札書提出時】

- 入札期間内であることを確認した（～7月12日（金））。また、郵送の場合、郵便局や郵便局ホームページで郵送物の到着が期間内であることを確認した。
- 入札書に、入札期間内の入札日付のほか、氏名・住所・物件情報・入札金額を記入した。また、入札書は訂正をしていないことを確認した。
- 入札書に用いた印鑑は一般競争入札参加申込書に用いたものと同じであることを確認し、**押印後、入札書の中封筒に入れた。**
- 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」欄を全て記載し、訂正していない入札書の中封筒に入れた。（※「本件責任者及び担当者」が一般競争入札参加申込書の記載内容と異なる法人の場合は、開札時に担当者等の在籍を会社に照会します。未記載・訂正箇所がある、在籍が確認できないなど不備のある場合の入札は無効となります。）
- 1枚の中封筒には入札書は1枚しか入っていないことを確認した。
- 中封筒の表面を記載して封をした。
- 外封筒に、中封筒、入札参加申込書の写し、入札保証金領収書のコピー（※）を同封した。
※ 原本は入札会場に入場する際に必要ですので、同封しないでください。
- 入札保証金返還請求書に見本を参考に必要事項を記載し、同封した。
- 外封筒の宛先を確認し記入した。（郵送の場合）

(郵送先)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所内郵便局留 (受取人) 横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課 入札担当

- 郵送方法は、書留、簡易書留又はレターパックプラスとした。

【開札後】

- (落札者のみ) 契約説明資料の送付を受けた。(開札日の翌日以降発送予定)
- ※ 落札者は、開札日から1週間以内 7月24日(水)までに契約説明資料が届かない場合は御連絡ください。(045-671-2264 財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当)
- ※ 自身が落札者かどうかについては、ホームページで御確認ください。(開札会場でも確認することができます。)

◆開札について

- 1 開札の立会い(会場への来場)は**任意**です。結果の確認だけの来場も可能です。来場には、入札参加申込書にチェックが必要です。
※ 入場には入札保証金領収書の**原本**が必要です。会場の都合上、1者につき1名とします。
(法人の場合は入札件数にかかわらず1法人につき1名)
- 2 開札の結果、最低売却価格以上の最高額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにて落札者を決定します。くじは、当該入札者が会場にいる場合は入札者が、当該入札者がくじを引かない場合や会場にいないときは入札に関係のない横浜市職員に引かせるものとします。
- 3 開札作業終了後、入札結果を会場に掲示します。
- 4 入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。

第4号様式

入札要領

第1条 入札希望者は、市有財産売払公告、市有財産一般競争入札売払募集要領、市有財産売買契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、入札日時（郵送入札は所定の日時まで）に提出しなければなりません。

第5条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第6条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとします。押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記しなければなりません。また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由の如何にかかわらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は第7条の規定に該当する者がした入札
- 2 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者がした入札
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体がした入札
- 4 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者がした入札
- 5 入札参加申込書を提出していない者がした入札
- 6 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 7 入札保証金の納付がないか、入札保証金振込領収証書の提示のない入札
- 8 納付した入札保証金が入札金額の100分の5（円未満切上げ）に満たない入札
- 9 最低売却価格に達しない入札
- 10 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をした入札
- 11 入札書に入札者の住所、氏名の記入のない入札
- 12 入札書に入札者の押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡

先の記載がない若しくは不備がある、訂正をしている、又は在籍が確認できない場合

- 13 代理人による入札において、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び委任状の添付のない入札
- 14 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
- 15 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当する入札
- 16 その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

第9条 開札は市の指定した者を立会させて開札します。

第10条 落札者は、市の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは直ちにくじによって落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないとき又は引けないときは、市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

第11条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第12条 入札保証金は、落札者を除き、銀行振込によりお返しします。落札者の入札保証金は、第14条に定める売買代金又は契約保証金の納付の際、売買代金又は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が入札保証金の返還を希望する場合は、契約締結後（売買代金又は契約保証金の納付確認後）にお返しします。

第13条 落札者との契約は、落札決定の日の翌日から原則として30日以内に行います。契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。

第14条 落札者は、契約締結の際、売払代金の全額を納付するか、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第15条 落札者は、前条で契約保証金を納付した場合は、契約締結の日の翌日から30日以内に売払代金の全額を納付してください。この際、契約保証金を売買代金に充当することができます。落札者が契約保証金の返還を希望する場合は、売買代金の納付確認後にお返しします。

なお、落札者が契約締結の日の翌日から30日以内に売払代金を納付しない場合には、契約保証金は横浜市に帰属することになります。

第16条 本要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、横浜市暴力団排除条例、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・「横浜市の災害（過去の災害履歴）」による記載は、昭和50年から現在に至るまでの、物件が所在する町に生じた「大雨」により床上・床下等の「浸水」被害が起きた年度と累計の回数です。具体的な浸水箇所と被害の規模については不明です。なお、ごく最近に起きた大雨による浸水被害については含まれていない場合があります。また、大雨を原因とした浸水以外の被害については別途「横浜市の災害（過去の災害履歴）」を御確認ください。

□ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当たっては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

土地利用（建築含む）により課される、都市計画法、建築基準法、条例、その他の法令等の制限や条件について、及び土地利用（建築含む）により必要となる電気、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は費用負担を含めて対応いたしません。

特に、個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。なお、参考に本市WEBページ「地盤View」にて物件周辺の情報を御確認いただけます。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っていません。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

(主な項目の見方)

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（18 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載していません。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

- ・ 建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・ 宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・ 緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・ 駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ **法令に基づく制限欄**の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマップ）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。
- ・施設の種類
 - 「有」… 物件の敷地内に引込管やマス等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管やマス等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。
 - 「可」… 物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。
 - 「無」… 前面道路に配管等がありません。
- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・距離を記載しています。（距離は目安です。）

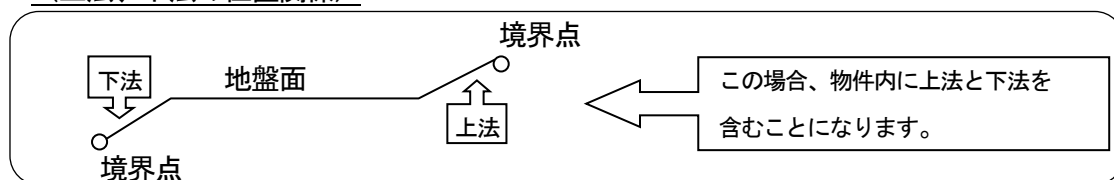
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukui/beppyou.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・ 徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・ 公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物 件 調 書

物件番号 2826

最低売却価格

623万円

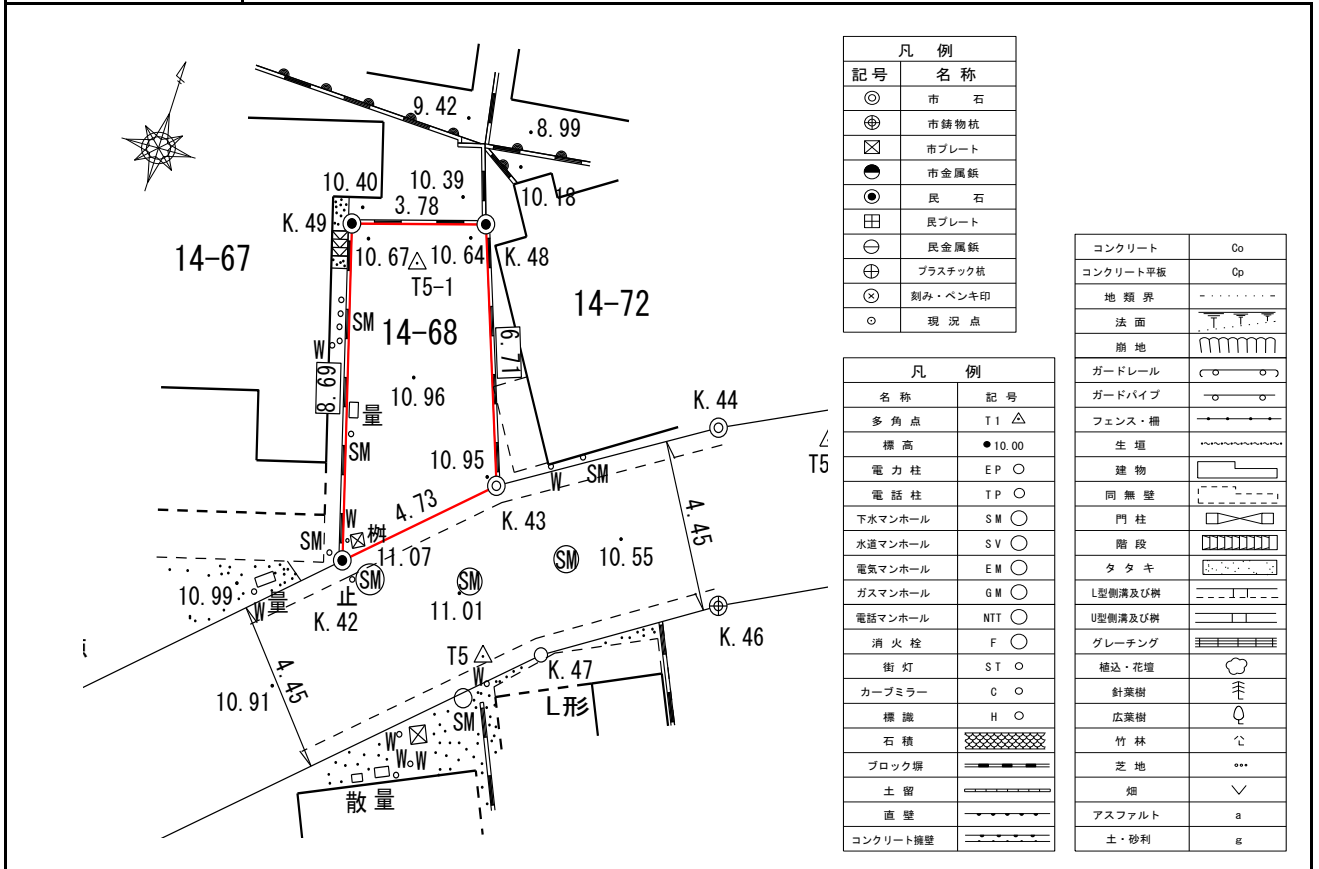
所在地		横浜市鶴見区小野町14番68					
住居表示		-					
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	現況測量面積			
	14番68	宅地	31.20㎡	-			
	合計(1筆)	※1	31.20㎡	-			
道路と敷地の関係		南東側で幅員約4.5mの舗装市道に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	工業地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%	高度地区	第5種高度地区
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-	防火・準防火地域等	準防火地域
	その他の制限	景観計画(全市域) 駐車場条例の附置義務区域(周辺地区又は自動車ふくそう地区)					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	-		
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		事業所等				
	電気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001			
	上水道	有	前面道路に75mm管、宅地内引込無	横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085			
	下水道	可	前面道路に250mm管(合流配管)	横浜市鶴見区鶴見土木事務所 045-510-1669			
	都市ガス	可	前面道路に低圧50mm管	東京ガス株式会社お客様センター 0570-002211			
公共施設等	鶴見区役所		横浜市立下野谷小学校		横浜市立潮田中学校		
	物件の北方 約1.3km		物件の北方 約0.43km		物件の北東方 約1.5km		
留意事項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。</p>						
	<p>※1 本物件は公簿面積により売却します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件は試掘調査の結果、地中からコンクリート等のガラが確認されています。試掘調査の報告書「鶴見区小野町地下埋設物調査業務委託報告書」を市ホームページに掲載しております。横浜市(売主)はガラ等が出土した場合でも、最低売却価格に反映しているため、契約不適合責任を一切負いません。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件北西方約90m付近に鶴見朝鮮初級学校があります。風向きや気象条件によっては、生徒の歓声、チャイム音等が聞こえる場合があります。 ・本物件北西方約80mに小野第四公園があります。風向きや気象条件によっては、子供の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件南方約70mに高速道路(横羽線)、産業道路があります。車両走行時に騒音等が発生します。 ・本物件南方の高速道路(横羽線)、産業道路を隔てて、用途地域は「工業専用地域」になります。大型の工場等があり、騒音、臭気等がある場合があります。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に御確認ください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">「売払物件について」も必ず御確認ください。</div>						
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)					

案内図



交通機関	JR鶴見線「鶴見小野」駅 徒歩3分
------	-------------------

現況図



物 件 調 査 書

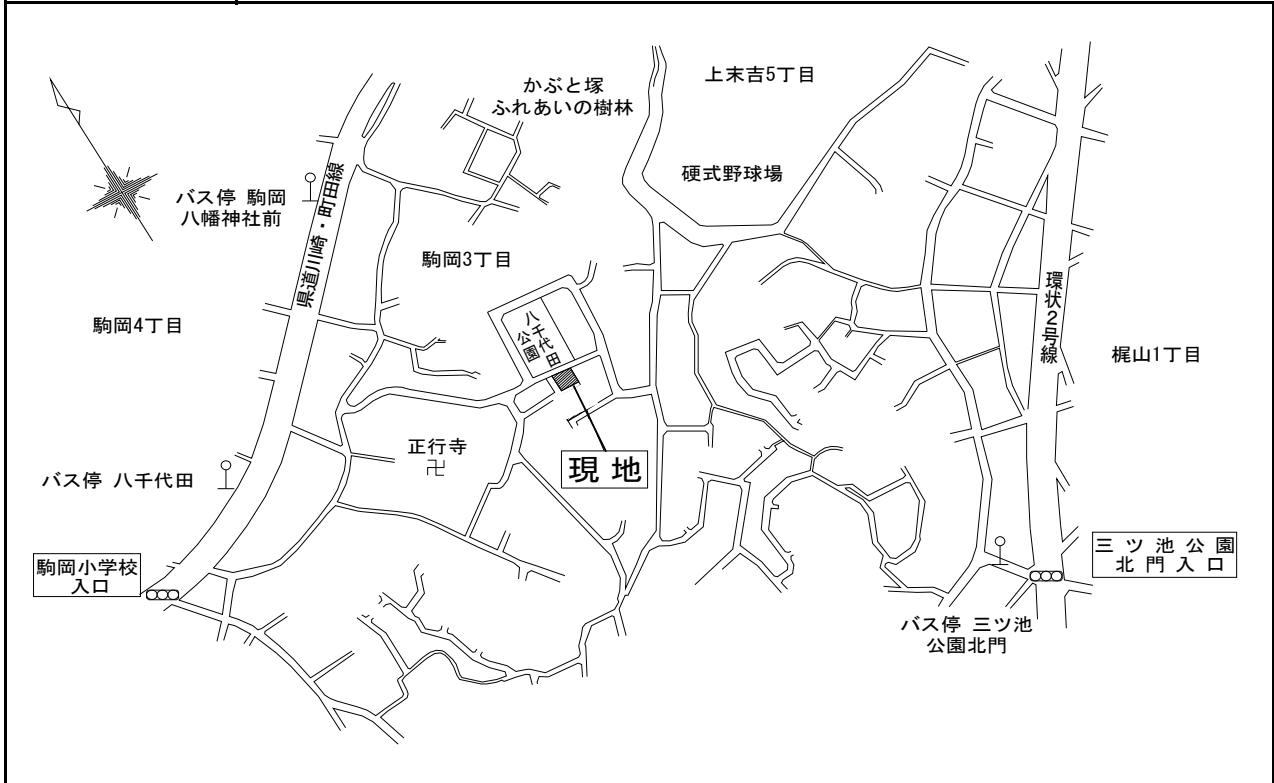
物件番号 2827

最低売却価格

853万円

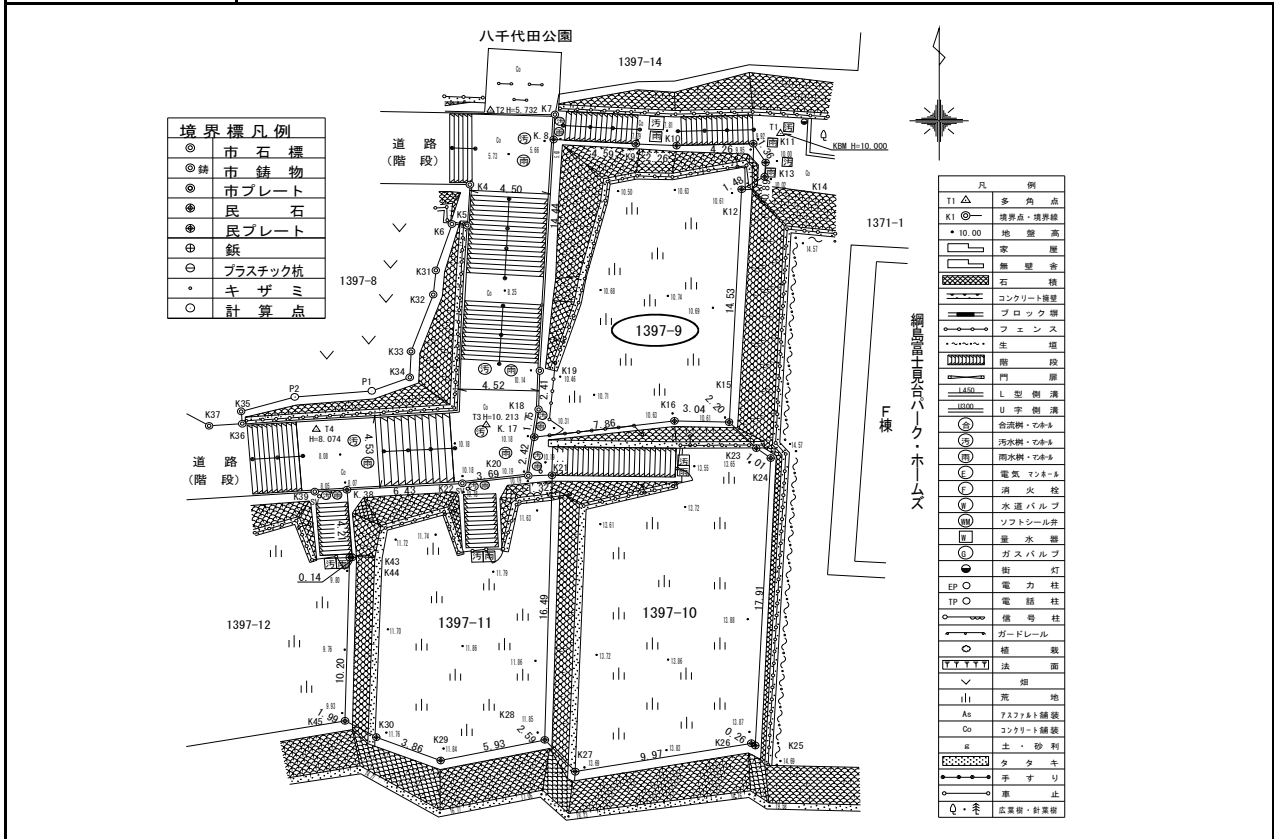
所在地		横浜市鶴見区駒岡三丁目1397番9				
住居表示		横浜市鶴見区駒岡三丁目30番街区				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	現況測量図面積		
	1397番9	宅地	190.68㎡	—		
	合計(1筆)	※1	190.68㎡	—		
道路と敷地の関係		西側で幅員約4.5mの舗装市道に接道				
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	40%	容積率	80%	
		外壁後退距離	風致地区の規制有	敷地面積最低限度	125㎡	防火・準防火地域等
	その他の制限	日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
		景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)、宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)				
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	なし	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	可	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	有※4	前面道路配管50mm(私設管)、宅内引込有(S60)	横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085		
	下水道	有	敷地内に汚水マス・雨水マス設置済(分流)	横浜市鶴見区鶴見土木事務所 045-510-1669		
公共施設等	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込有25mm	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
	鶴見区役所		横浜市立駒岡小学校	横浜市立末吉中学校		
		物件の南東方 約3.8km	物件の南西方 約0.8km	物件の南東方 約3.8km		
留意事項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。</p>					
	<p>※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は、第3種風致地区のため、用途地域による制限のほか、建ぺい率(40%)・容積率(用途地域で規定)、建築物の高さ(10m)、外壁の後退(道路2m、その他1m)等に関する制限が定められています。 ※3 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(鶴見区NO. 17)に該当しています。土木工事等を行うに当たっては事前に届出等が必要となりますので、詳細については横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課(045-671-3284)までお問い合わせください。 ※4 地番1397番11の北側道路の埋設管は私設管となっており、当該配管に接続する形で宅内引込がされています。なお、図面上では宅内引込がありますが、現地調査においては止水栓を確認できておりません。本私設管からの引込みが水質等の問題で利用不能の場合は、本物件から約40m西側の本管から引き込む必要があります。</p>					
	<p>・本物件は戸建住宅用地指定となります。詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第11条、契約保証金払:第13条)を御確認ください。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第61開105号、許可年月日:昭和61年7月16日、検査済証交付年月日:昭和61年8月7日、完了公告年月日:昭和62年8月15日)及び宅造許可(許可番号:第61規112号、許可年月日:昭和61年7月16日、検査済証交付年月日:昭和61年8月7日)を得て開発・造成されております。 ・本物件に接道している西側舗装市道は階段のため、自動車による通行はできません。なお、本物件の北側舗装私道(階段)は建築基準法上の道路に該当しません。 ・本物件は概ね平坦ですが、北側の本物件の擁壁は道路から約0.6m～約5.0mの高さがあります。 ・東側の隣地の擁壁は本物件より約4mの高さがあります。 ・南側の隣地の擁壁は本物件より約0m～約3mの高さがあります。 ・西側の本物件の擁壁は道路より約0.2m～約5mの高さがあります。また、本物件の擁壁は経年による劣化が見受けられます。 ・本物件の北側近隣に「八千代田公園」が存します。風などの気象条件により砂塵が舞い、また、歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南西側近隣に「八千代田遊水池」が存します。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御承ください。</p>					
	「売払物件について」も必ず御確認ください。					
	本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)			

案内図



交通機関 東急東横線「綱島」駅、または東急新横浜線「新綱島」駅から川崎鶴見臨港バス川51系統又は横浜市営バス13系統「八千代田」又は「駒岡八幡神社前」バス停下車 徒歩6分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2828

最低売却価格

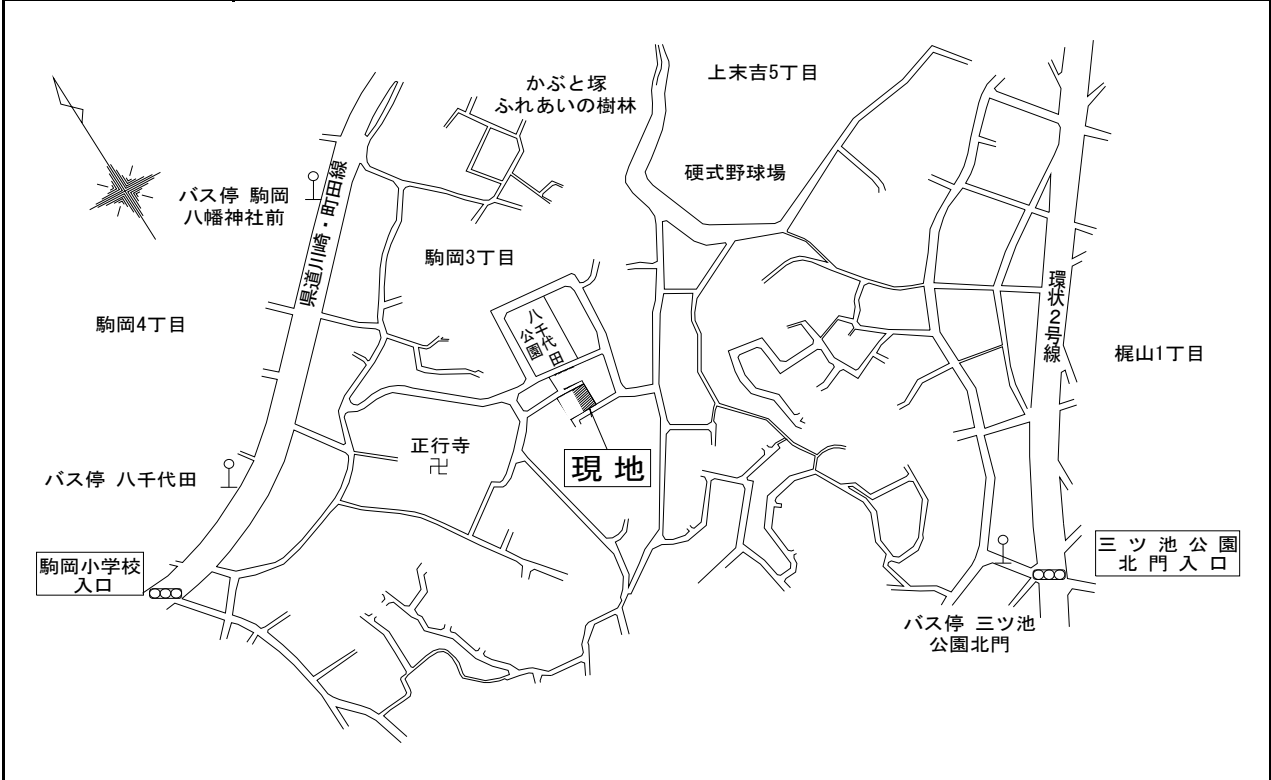
849万円

所在地		横浜市鶴見区駒岡三丁目1397番10			
住居表示		横浜市鶴見区駒岡三丁目30番街区			
内 訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 図 面 積	
	1397番10	宅 地	246.05㎡	—	
	合計(1筆)		※1	246.05㎡	—
道路と敷地の関係		西側で幅員約4.5mの舗装市道に約2.42m接道			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	40%	容積率	80%
		外壁後退距離	風致地区の規制有	敷地面積最低限度	125㎡
	その他の制限	日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
		景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)、宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)			
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	なし	負担等の内容	—
供給処理 施設の状況	施設の種類の		状 況		事業所等
	電気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
	上水道	有※5	前面道路配管50mm(私設管)、宅内引込有(S60)		横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085
	下水道	有	敷地内に汚水マス・雨水マス設置済(分流)		横浜市鶴見区鶴見土木事務所 045-510-1669
都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込有25mm		東京ガス株式会社お客様センター 0570-002211	
公共施設等	鶴見区役所		横浜市立駒岡小学校		横浜市立末吉中学校
	物件の南東方 約3.8km		物件の南西方 約0.8km		物件の南東方 約3.8km
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。				
	「売却物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。				
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。				
	※1 本物件は公簿面積により売却します。				
	※2 本物件は、第3種風致地区のため、用途地域による制限のほか、建ぺい率(40%)・容積率(用途地域で規定)、建築物の高さ(10m)、外壁の後退(道路2m、その他1m)等に関する制限が定められています。				
	※3 本物件の一部(西側1397番11との境界部分)は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:101-H23-005、箇所名:駒岡3丁目3)に位置しています。詳細につきましては、神奈川県砂防課(045-210-6508)にお問い合わせください。				
	※4 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(鶴見区NO.17)に該当しています。土木工事等を行うに当たっては事前に届出等が必要となりますので、詳細については横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課(045-671-3284)までお問い合わせください。				
	※5 地番1397番11の北側道路の埋設管は私設管となっており、当該配管に接続する形で宅内引込がされています。なお、図面上では宅内引込がありますが、現地調査においては止水栓を確認できておりません。本私設管からの引込みが水質等の問題で利用不能の場合は、本物件から約40m西側の本管から引き込む必要があります。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は戸建住宅用地指定となります。詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第11条、契約保証金払:第13条)を御確認ください。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第61開105号、許可年月日:昭和61年7月16日、検査済証交付年月日:昭和61年8月7日、完了公告年月日:昭和62年8月15日)及び宅造許可(許可番号:第61規112号、許可年月日:昭和61年7月16日、検査済証交付年月日:昭和61年8月7日)を得て開発・造成されています。 ・本物件に接道している舗装市道は階段のため、自動車による通行はできません。 ・本物件は概ね平坦ですが、北側の本物件の擁壁は隣地から約0m～約3.1mの高さがあります。 ・東側の隣地の擁壁は本物件より約0.8～約0.9mの高さがあります。 ・南側の隣地の擁壁は本物件より約5mの高さがあります。 ・西側の本物件の擁壁は隣地から約2mの高さがあります。また、本物件の階段、擁壁は経年による劣化が見受けられます。 ・本物件内に切り株があります。 ・本物件の北側近隣に「八千代田公園」が存します。風などの気象条件により砂塵が舞い、また、歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南西側近隣に「八千代田遊水池」が存します。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 				
	「売却物件について」も必ず御確認ください。				

本物件の売出人(連絡先)

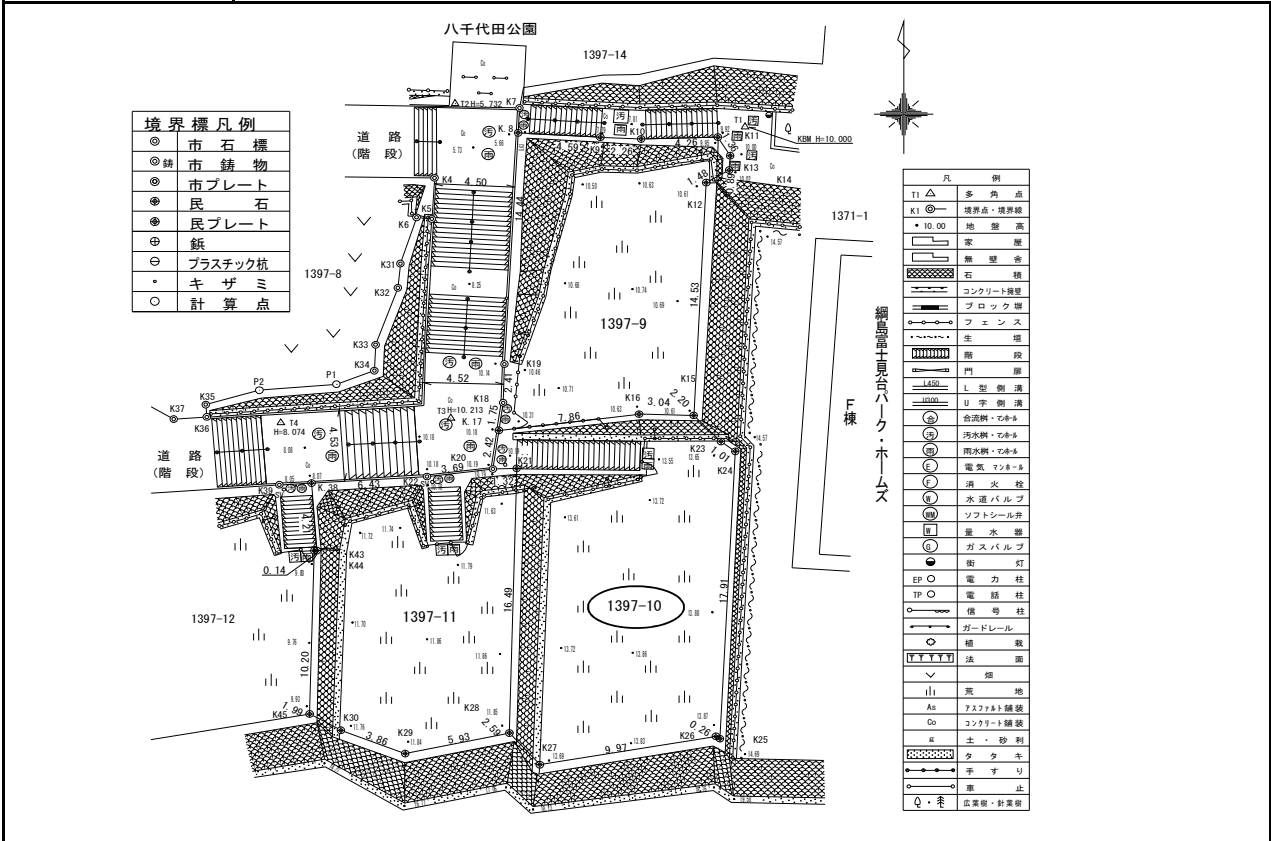
横浜市(財政局 ファシリティアマネジメント推進課 045-671-2264)

案内図



交通機関 東急東横線「綱島」駅、または東急新横浜線「新綱島」駅から川崎鶴見臨港バス川51系統又は横浜市営バス13系統「八千代田」又は「駒岡八幡神社前」バス停下車 徒歩6分

現況図



物 件 調 書

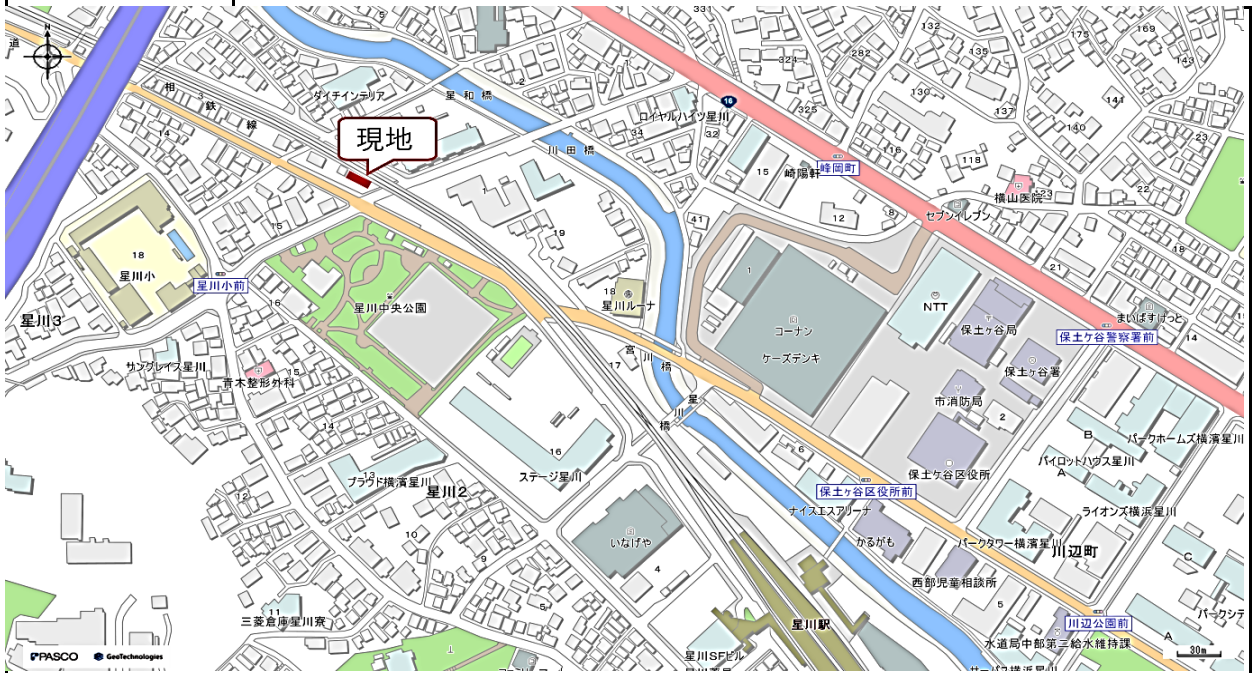
物件番号 2829

最低売却価格

2,969万円

所在地	横浜市保土ヶ谷区星川三丁目454番5外				
住居表示	横浜市保土ヶ谷区星川三丁目15街区				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	現況測量面積	
	454番5	宅地	59.85㎡	-	
	454番8	宅地	21.07㎡	-	
	454番10	宅地	38.05㎡	-	
	合計(3筆)		※1	118.97㎡	-
道路と敷地の関係	南東側幅員約20m～約26m、南西側約16mの舗装市道に接道				
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種住居地域
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-
	その他の制限	日影規制(高さ10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)			
		景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)			
		駐車場条例の附置義務区域(周辺地区又は自動車ふくそう地区)			
星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺地区(街づくり協議地区)					
…街づくり協議地区に指定されているものの本地について制限はない					
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	-	
供給処理施設の状況	施設の種類の状況	事業所等			
	電気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	可	南西道路配管200mm、宅内引込無	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	可	南西道路配管(汚水250mm、雨水250mm)、宅内引込無	横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 045-331-4445	
	都市ガス	可	※2南西側道路ガス本管を約10m延長することを要します	東京ガス顧客センター 0570-002211	
公共施設等	保土ヶ谷区役所		横浜市立星川小学校	横浜市立保土ヶ谷中学校	
	物件の南東 約0.5km		物件の南西方 0.1km	物件の北西方 約1.2km	
	<p>本物件は現況での引渡しとなります。</p> <p>「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。</p> <p>本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応しませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。</p> <p>※1 本物件は公簿面積により売却します。</p> <p>※2 本物件で都市ガスを使用する場合は、ガス本管を延長する必要があります。その工事費用については延長の距離、敷地の位置、道路の状況等により異なります。</p> <p>・本物件敷地は平坦で、敷地内にはコンクリートを破砕した小粒の石敷きとなっています。一部ごぶし大の大きさのコンクリート破片が見受けられます。雨水処理のためのU字溝等の設置はありません。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。</p> <p>・本物件北東側隣接地は、相鉄本線の高架があり電車が走行しています。相模鉄道株式会社では列車安全輸送を確保するため、鉄道線路脇に近接して行なう工事(建物の新築等)の実施について、事故防止を目的として事前の打合せをお願いしています。対象範囲等は添付資料「近接工事の事前打合せの対象範囲」(P33)をご確認ください。また角度制限に支障するものについては事前の協議が必要となります。詳細については、相模鉄道株式会社施設部工務課工事事務所(045-806-3644)までお問い合わせください。</p> <p>・本物件の北西端部に隣接地所有者がタイヤを野積みしています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。</p> <p>・本物件の北東側隣接地は、相鉄本線の高架があり電車が走行しています。鉄道敷地内には1500V・6600Vの高電圧の架線があります。また、防音壁が設置されていますが、電車の通過に伴い騒音があります。</p> <p>・本物件は交通量が多い交差点部に位置していますので車両の通過に伴い騒音や振動等があります。</p> <p>・本物件南西方約100mに横浜市立「星川小学校」があります。風向きや気象条件によっては、生徒の歓声、チャイム音等が聞こえる場合があります。</p> <p>・本物件南方約25mに「星川中央公園」があります。風向きや気象条件によっては砂埃が舞い、子供の歓声等が聞こえる場合があります。また、本物件南西方約300mに野球場、ラグビー場、アスレチック広場などを備えた大規模な「保土ヶ谷公園」があります。風向きや気象条件によってはスポーツ観戦の歓声等が聞こえる可能性があります。</p> <p>・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。</p> <p>・本物件の敷地内の管理フェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。</p> <p>・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。</p>				
本物件の売私人(連絡先)	横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)				

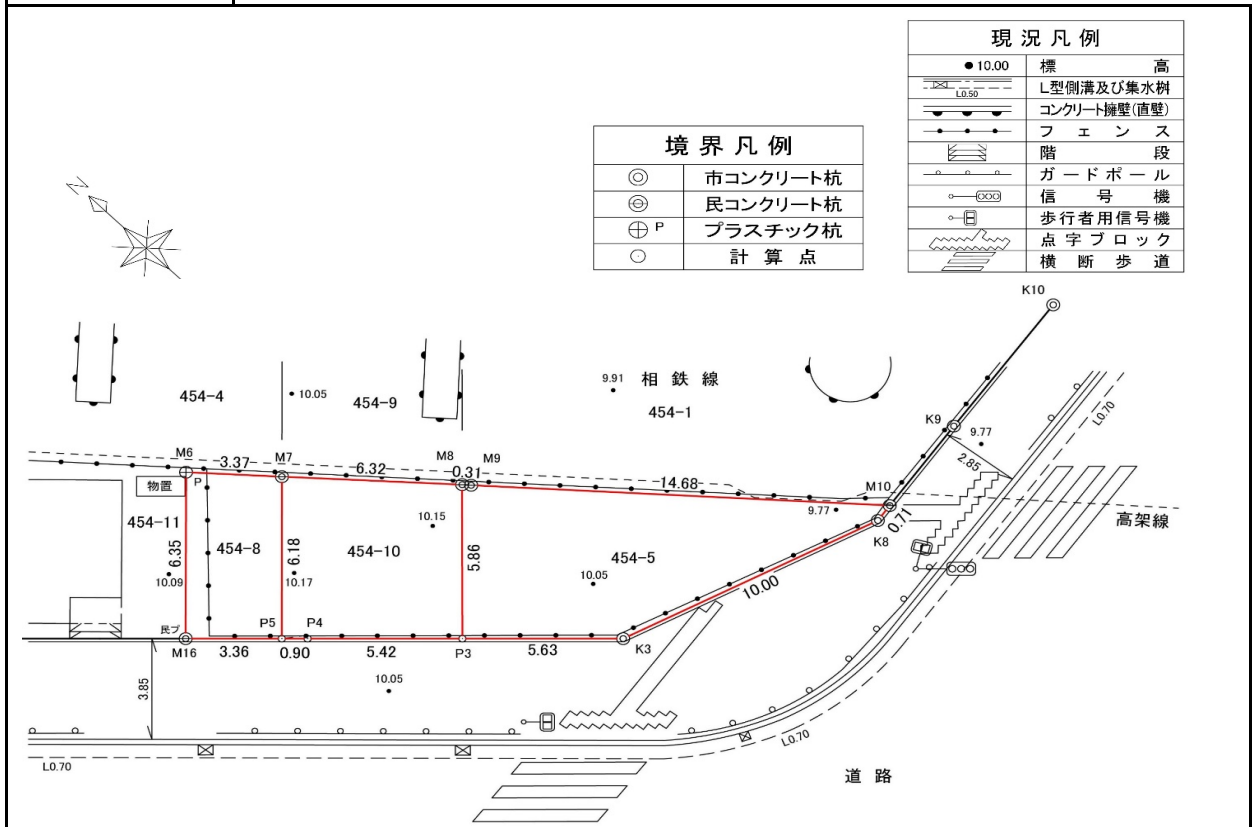
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 相鉄本線「星川」駅 徒歩7分

現況図



物 件 調 査 書

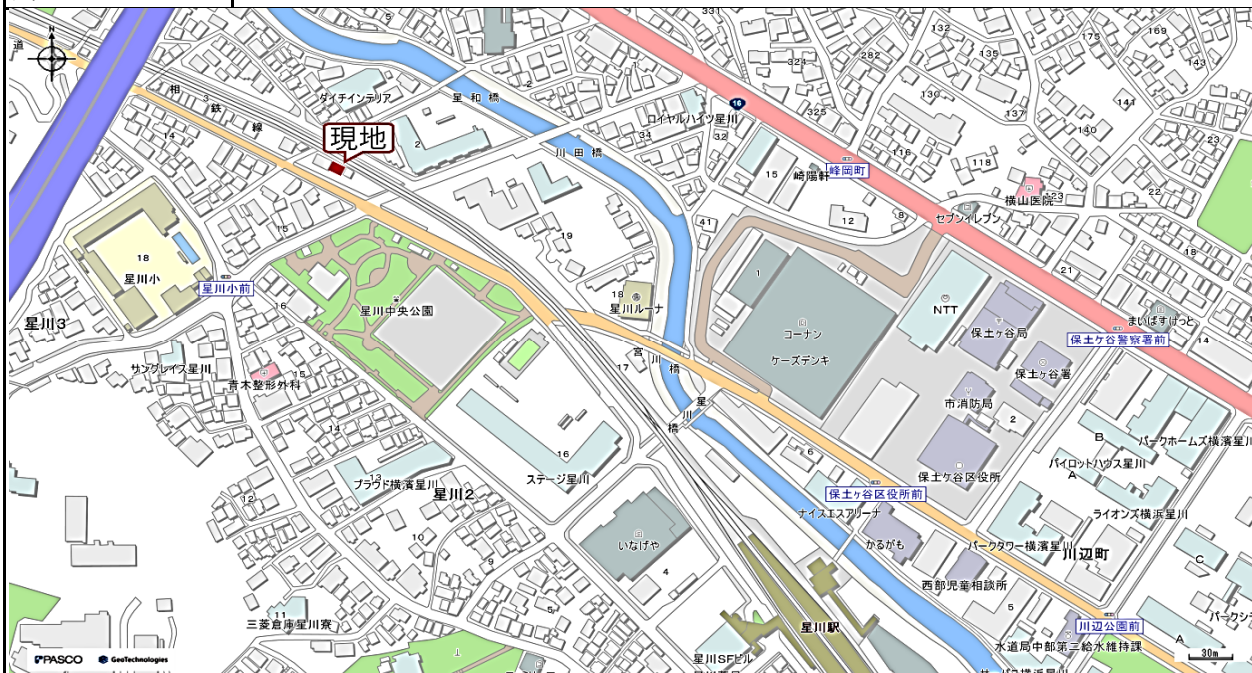
物件番号 2830

最低売却価格

1,958万円

所在地		横浜市保土ヶ谷区星川三丁目458番6外				
住居表示		横浜市保土ヶ谷区星川三丁目15街区				
内 訳、面積	地番	地目	公簿面積	現況測量面積		
	458番6	宅地	24.11㎡	—		
	458番8	宅地	41.51㎡	—		
	458番9	宅地	10.77㎡	—		
合計(3筆)		※1	76.39㎡	—		
道路と敷地の関係		南西側で幅員約16mの舗装市道に接道				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種住居地域	
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	
	その他の制限	日影規制(高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)				
		景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)				
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—	
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	可	前面道路配管200mm、宅内引込無	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	可	前面道路配管(汚水250mm、雨水250mm)、宅内マス無(分流式)	横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 045-331-4445		
公共施設等	保土ヶ谷区役所		横浜市立星川小学校	横浜市立保土ヶ谷中学校		
	物件の南東約0.5km		物件の南西方 約0.1km	物件の北西方 約1.2km		
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。					
	「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。					
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。					
	※1 本物件は公簿面積により売却します。					
	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件敷地内は平坦で、コンクリートを破砕した小粒の石敷きとなっています。一部こぶし大の大きさのコンクリート破片が見受けられます。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。雨水処理のためのU字溝等の設置はありません。 ・本物件北東側隣接地は、相鉄本線の高架があり電車が走行しています。相模鉄道株式会社では列車安全輸送を確保するため、鉄道線路脇に近接して行なう工事(建物の新築等)の実施について、事故防止を目的として事前の打合せをお願いしています。対象範囲等は添付資料「近接工事の事前打合せの対象範囲」(P33)をご確認ください。また角度制限に支障するものについては事前協議が必要となります。詳細につきましては、相模鉄道株式会社施設部工務課工事事務所(045-806-3644)までお問い合わせください。 ・本物件の前面道路の歩道正面にゴミ置場が設置されています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の北東側隣接地は、相鉄本線の高架があり電車が走行しています。鉄道敷地内には1500V・6600Vの高電圧の架線があります。また、防音壁が設置されていますが、電車の通過に伴い騒音があります。 ・本物件の前面道路は交通量が多く、車両の通過に伴い騒音や振動等があります。 ・本物件南西方約100mに横浜市立「星川小学校」があります。風向きや気象条件によっては、生徒の歓声、チャイム音等が聞こえる場合があります。 ・本物件南東方約50mに「星川中央公園」があります。風向きや気象条件によっては砂埃が舞い、子供の歓声等が聞こえる場合があります。また、本物件南西方約250mに野球場、ラグビー場、アスレチック広場などを備えた大規模な「保土ヶ谷公園」があります。風向きや気象条件によってはスポーツ観戦の歓声等が聞こえる可能性があります。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内の管理フェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 					
	「売払物件について」も必ず御確認ください。					
	本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)			

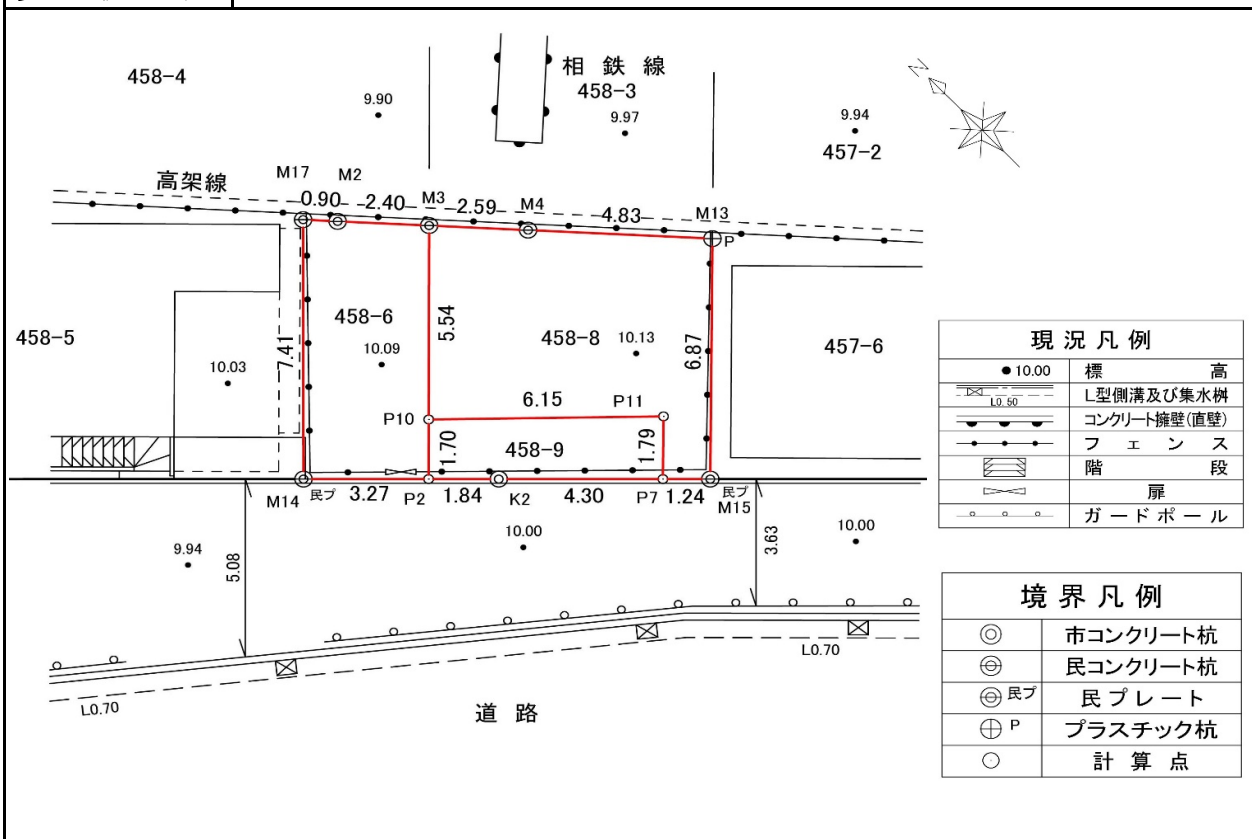
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 相鉄本線「星川」駅 徒歩7分

現況図

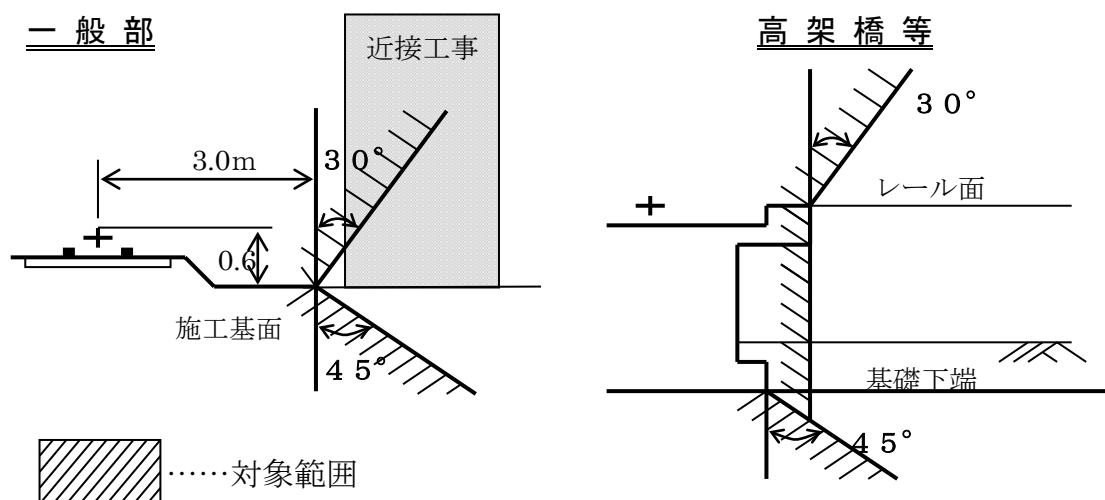


近接工事の事前打合せの対象範囲

当社では列車安全輸送を確保するため、鉄道線路脇に近接して行なう工事の実施について、事故防止を目的として事前の打合せをお願いしております。対象範囲と致しまして下記要領図、角度制限に支障するものについては事前の協議が必要です。

鉄道近接工事を安全に事故の無いように進めていくためにも、事前の打合せをお願いします。

※対象範囲外でも緊急時の対応のため、連絡先等の交換をさせていただく場合があります。



(重要) 特にご配慮いただきたい鉄道近接工事について

以下については、列車の運行に支障が生ずる可能性があります。安全に事故の無いよう進めるために、工事が決まり次第お客様より事前の連絡をいただき、当社との近接協議をお願いします。

◎鉄道には電車を通過させるために一定の空間が必要です。その空間内に物が入りますと列車を停止させなければなりません。また、打合せ無しに鉄道敷地内に人が侵入すると列車運転士は第三者の線路内立ち入りと思い列車を停止させることがあり、列車運行に支障が生じます。

◎鉄道敷地内には 1500V・6600V の高電圧の架線があります。足場の転倒や重機械車両の誤操作により高電圧に触れますと、架線事故となり一歩間違えれば作業員の人命まで亡くなってしまいます。

◎鉄道に近接する作業で、貴社が万一大型重機によって事故を起こし列車を長時間止めた場合は、当社より多大な賠償請求を請求しなければなりません。

※対象となる近接工事が、列車運行の支障となる線路から近い距離の場合または当社敷地内に入らざるおえない場合には、当社現場係員が立会いのもと夜間の作業をお願いする場合があります。

以上のように、鉄道近接工事には様々な危険があります。鉄道近接工事を安全に事故の無いように進めていくためにも、事前の打合せをお願いしているものです。

ヨコハマの土地売ります！

物 件 調 査 書

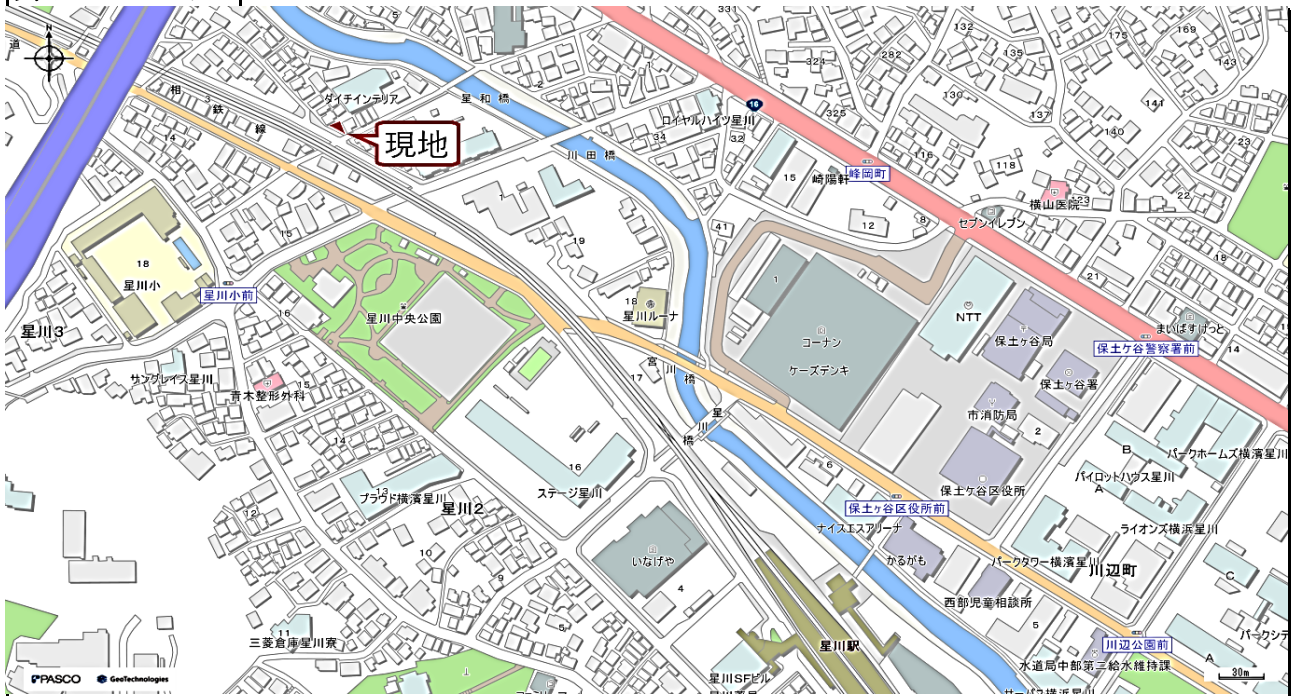
物件番号 2831

最低売却価格

1,657万円

所在地	横浜市保土ヶ谷区星川三丁目544番1						
住居表示	横浜市保土ヶ谷区星川三丁目4街区						
内 訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積			
	544番1	宅 地	84.54㎡	—			
	合計(1筆)		※1	84.54㎡	—		
道路と敷地の関係	南西側で幅員約4.8mの舗装市道、南東で幅員約6.1m～8.3mの舗装市道に接道						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種住居地域	
		建ぺい率	60%	容積率	200%	高度地区	第4種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等	準防火地域
	その他の制限	日影規制(高さ10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)					
		景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法) 駐車場条例の附置義務区域(周辺地区又は自動車ふくそう地区)					
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	—			
供給処理 施設の状況	施設の種類の		状 況		事業所等		
	電気	有	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	可	南東側・南西側道路配管100mm、宅内引込無		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	可	南東・南西側道路配管(汚水250mm)、 南西側道路配管(雨水450mm～700mm)、 マス無(分流式)		横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 045-331-4445		
	都市ガス	可	南東・南西側道路配管(低圧50mm)宅内引込無		東京ガス(株)お客様センター 0570-002211		
公共施設等	保土ヶ谷区役所		横浜市立星川小学校		横浜市立保土ヶ谷中学校		
	物件の南東約0.6km		物件の南西方 約0.1km		物件の北西方 約1.1km		
留 意 事 項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。</p>						
	<p>※1 本物件は公簿面積により売却します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件敷地は概ね平坦ですが、西側の一部がスロープ状になっています。敷地内はアスファルト舗装がされています。雨水処理のためのU字溝等の設置はありません。 ・当該土地は、昭和26年以前に横浜市が廃棄物の埋立を行っていた場所(最終処分場跡地)に該当する可能性があります。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく届出が無い処分場のため、実際に地下に廃棄物が埋まっているとは限りません。地下に廃棄物が埋まっていた場合、土地の利用を制限するものではありませんが、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱(以下、要綱という。)に基づく手続が必要になる場合があります。要綱については、市ホームページに手引き等を掲載しておりますので御確認ください。この件は最低売却価格に反映しているため、横浜市(売主)は契約不適合責任を一切負いません。 ・本物件の南西方約10mに相鉄本線の高架があり電車が走行しています。鉄道敷地内には1500V・6600Vの高電圧の架線があります。また、電車の通過に伴い騒音があります。 ・本物件の南側道路沿いに東京電力の電柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。 ・本物件のコンクリートブロックの一部が北側隣接地に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・北西側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。樹木の剪定等にあたっては隣接地権者との協議が必要となります。 ・本物件南西方約110mに横浜市立「星川小学校」があります。風向きや気象条件によっては、生徒の歓声、チャイム音等が聞こえる場合があります。 ・本物件南東方約100mに「星川中央公園」があります。風向きや気象条件によっては砂埃が舞い、子供の歓声等が聞こえる場合があります。また、本物件南西方約320mに野球場、ラグビー場、アスレチック広場などを備えた大規模な「保土ヶ谷公園」があります。風向きや気象条件によってはスポーツ観戦の歓声等が聞こえる可能性があります。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 						
「売払物件について」も必ず御確認ください。							
本物件の売払人(連絡先)	横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)						

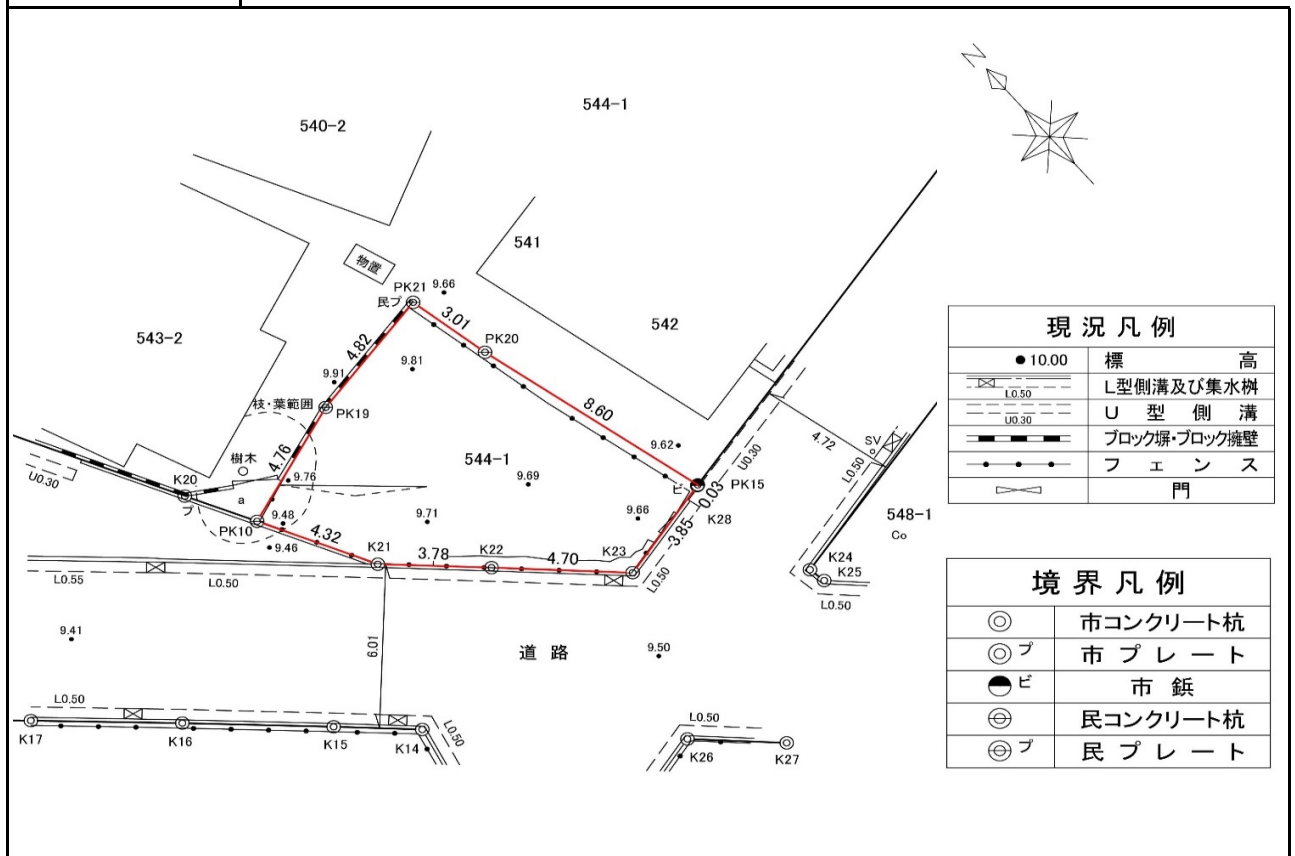
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 相鉄本線「星川」駅 徒歩7分

現況図



物 件 調 査 書

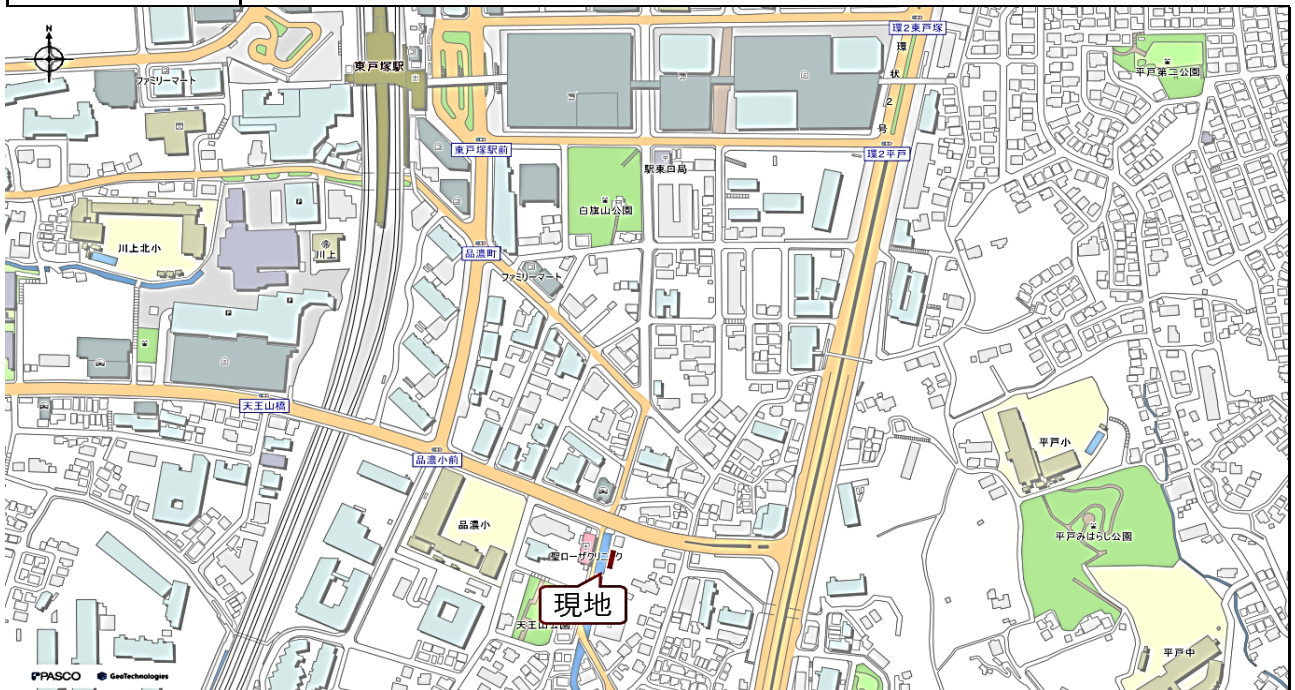
物件番号 2832

最低売却価格

2,006万円

所在地		横浜市戸塚区品濃町字宿ノ背戸280番7				
住居表示		—				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	地積測量図面積		
	280番7	雑種地	186㎡	186.52		
	合計(1筆)	※1	186㎡	186.52		
道路と敷地の関係		※2 本物件は建築基準法の道路に接道していません				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	準住居地域	
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	
	その他の制限	日影規制(高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)				
		景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)				
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—	
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	可	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	可	前面道路配管50mm(令和2年布設)、宅内引込無	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	無※3		横浜市戸塚区戸塚土木事務所 045-881-1621		
都市ガス	無※4		東京ガス欄お客様センター 0570-002211			
公共施設等	戸塚区役所		横浜市立品濃小学校		横浜市立秋葉中学校	
	物件の南西約3.6km		物件の西方 約0.1km		物件の南西方 約1.4km	
留 意 事 項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。</p> <p>※1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※2 建築基準法では、都市計画区域内の建築物の敷地は建築基準法上の道路に2m以上接していなければなりません。本物件が接面している現況幅員約2.5mの道路は、横浜市道(名称:平戸第509号線、告示幅員:2.38m~2.45m、告示日:平成21年7月3日)ですが、建築基準法道路種別について未判定の道路です。従って、本物件は建築不可となります。この件は最低売却価格に反映されています。 ※3 前面道路には本管が埋設されていません。なお、本物件の北方約20mに汚水本管(250mm)、雨水本管(250mm)があり、当該本管に接続(自費工事)する場合には、事前に下水道河川局管路保全課(045-671-2832)にお問い合わせください。 ※4 前面道路には本管が埋設されていません。なお、本物件の北方約20mに都市ガス本管(低圧150mm)がありますが、当該本管に接続する場合には、接続の可否を含めて事前に東京ガス株式会社お客様センター(0570-002211)にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件敷地は西側市道(280番4のみ)に約10m接面する不整形な平坦地です。 ・本物件敷地内には低木が繁茂しています。それらの樹木の一部が隣接地上に位置しています。敷地の一部は除草シートで覆われていますが、コンクリートやアスファルトのガラが散見され、また自転車や植木鉢などが散在しています。撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・東側隣接地の縁石の一部が本物件上に位置しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「筆界確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、財政局ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。 ・本物件の単管パイプの柵の一部が西側、東側及び北東側隣接地に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・南西側隣接地の縁石の一部、ブロック塀の一部が本物件上に位置しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「筆界確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、財政局ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。 ・本物件の道路を挟んで西側は「柏尾川」の支流「川上川」が流れていますので、大雨の際に水位が上昇し溢水する可能性を否定できません。また、川からの臭気等が発生する場合があります。 ・本物件の北方約20mに「平戸品濃陸橋」があります。車両の通過に伴い粉塵や騒音等が発生する場合があります。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 					
	「売払物件について」も必ず御確認ください。					
	本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)			

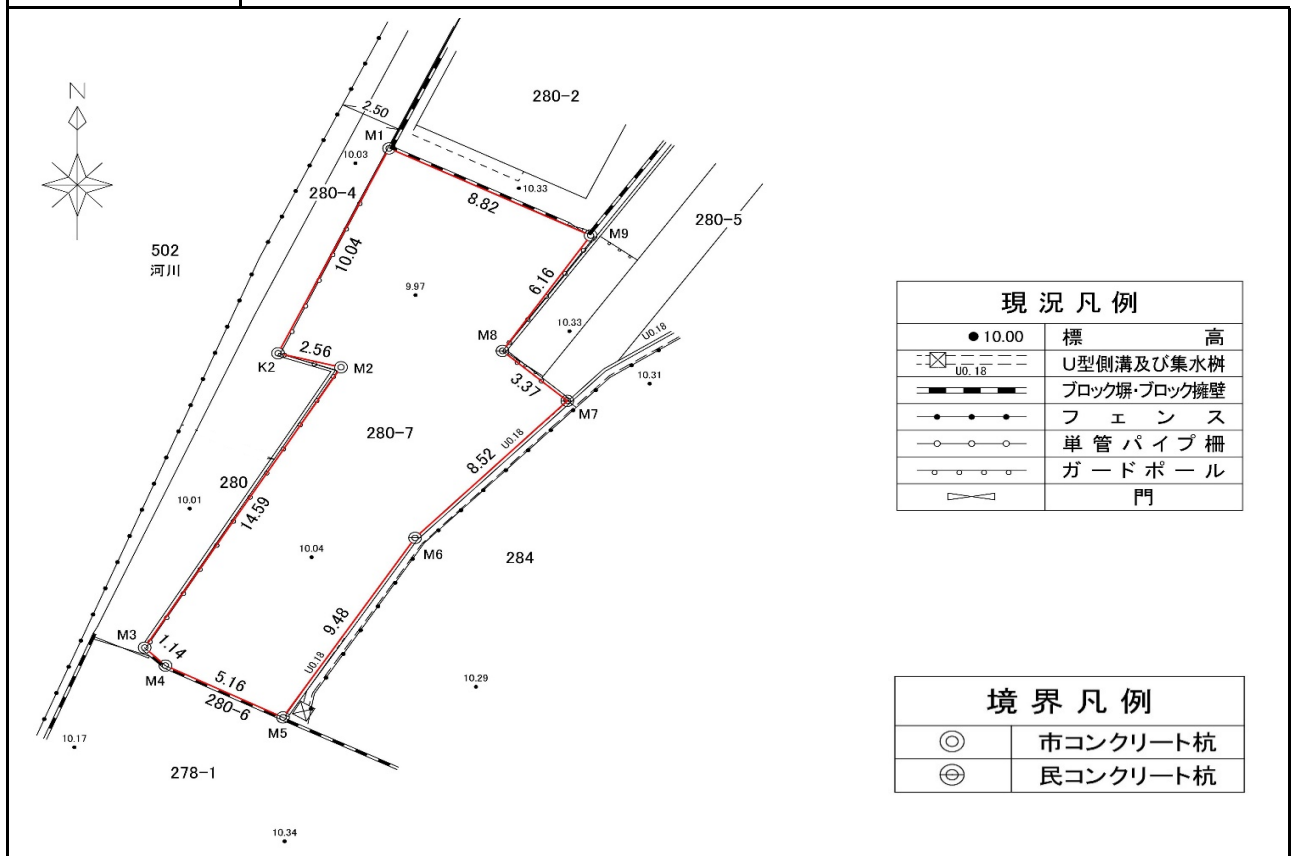
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 JR横須賀線「東戸塚」駅 徒歩9分

現況図



物 件 調 査 書

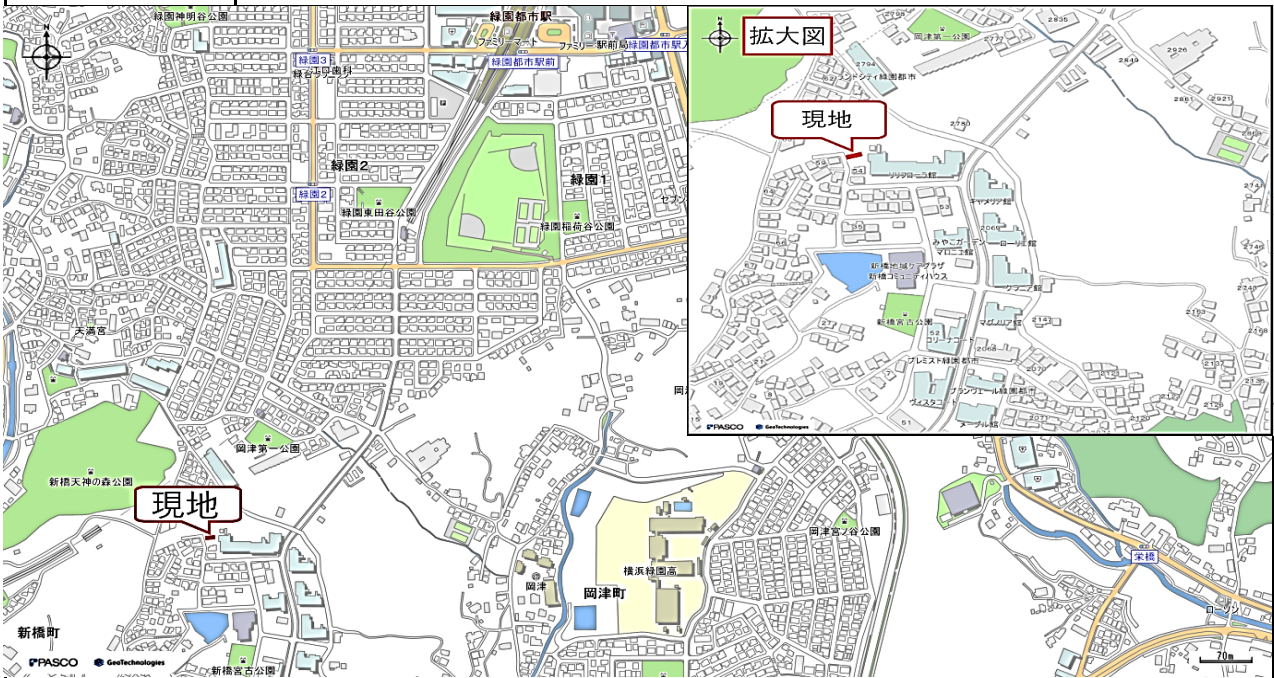
物件番号 2833

最低売却価格

2,330万円

所在地	横浜市泉区新橋町5 4 番 5						
住居表示	—						
内 訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積			
	5 4 番 5	宅 地	1 6 0 . 9 1 m ²	—			
				—			
	合計（1筆）		※1	1 6 0 . 9 1 m ²	—		
道路と敷地の関係	西側で幅員4.5mの舗装市道に接道						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	50%	容積率	80%		
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	1 2 5 m ²	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）					
	その他の制限	泉宮古地区住宅地高度利用地区計画（A地区）※2					
		景観計画（全市域）、緑化地域（都市緑地法）					
		宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）					
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	—			
	供給処理 施設の状況	施設の種類	状 況		事業所等		
		電気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
上水道		可	前面道路配管25mm、宅内引込有※5	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085			
下水道		有	前面道路配管（汚水250mm、雨水250mm）、マス設置済（分流式）	横浜市泉区土木事務所 045-800-2532			
公共施設等	都市ガス	有	前面道路配管（低圧50mm）、宅内引込有（30mm）	東京ガス顧客センター 0570-002211			
	公共施設等	泉区役所	横浜市立新橋小学校	横浜市立岡津中学校	横浜市立いずみ野中学校		
留 意 事 項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。</p> <p>※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は、「泉宮古地区住宅地高度利用地区計画（A地区）」区域内に位置しています。そのため用途地域の制限のほか、建築物の敷地面積の最低限度（建築物の敷地面積は、150㎡以上かつ住戸数に45㎡を乗じた面積以上とする）、壁面の位置の制限（建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1m以上とし、隣地境界線までの距離は0.6m以上とする）などが付加されています。 ※3 本物件敷地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地（泉区No.35）に該当しています。建築・土木工事等をする場合には文化財保護法に基づく事前の届出が必要となります。詳細は横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）までお問い合わせください。 ※4 本物件の一部が土砂災害警戒区域（自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、箇所番号：116-H24-011、告示番号：神奈川県告示第180号、告示年月日：令和3年3月23日、箇所名：新橋町2）に指定されています。また、敷地の僅かな部分が土砂災害特別警戒区域に指定されています。建物構造等に制限が課される場合がありますので、詳細は神奈川県横浜川崎治水事務所（045-411-2500）へ御確認ください。 ※5 水道局の図面上では引込は確認できますが、敷設年が不明なため使用の可否、及び止水栓の確認ができていません。敷地内の一部に老朽管が残っている可能性があります。</p> <p>・本物件敷地は、前面道路から法地で接道し、1.3m高くなっていますが、敷地内は平坦です。なお、本物件敷地内には雨水処理のためのU字溝が設置されています。 ・北側隣接地には、約5mの高さの間地擁壁が築造されています。その擁壁の北側は本物件に向かって下り傾斜の法地が形成され樹木が繁茂しています。その北側は建設会社の建設機器・資材置場等になっています。 ・東側隣接地は、約3mの高さの間地擁壁が築造され、その擁壁の東側は本物件に向かって下り傾斜の法地が形成されています。その東側は6階建のマンションの敷地となっています。 ・本物件の南側隣接地は約1.3m低く現況は空地ですが、防災倉庫置場（予定）となっており、騒音等が発生する場合があります。 ・本物件は周辺一帯の土地区画整理事業の認可（施工主体：宮古土地区画整理組合、認可年月日：平成3年8月15日、換地処分公告年月日：平成8年1月12日）を得て整備された造成宅地です。また、宅地造成工事許可（許可年月日：平成7年4月21日、許可番号：第6規1605号、検査済証交付年月日：平成7年9月6日）を得て造成された画地ですが、検査済証交付日から30年近く経過し、擁壁等に経年相応の劣化が認められます。擁壁等の補修・安全対策につきましては、擁壁の所有者である隣接地所有者と協議等したうえ買主の責任と費用にて御対応ください。 ・本物件が接面する道路は北方で行き止まりとなっていますので通り抜けできません。 ・北側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。樹木の剪定等にあたっては隣接地権者との協議が必要となります。 ・本物件の北西側フェンスの一部が北側隣接地に位置し、南側隣接地のフェンスの一部が本物件敷地内に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の北方には高圧電線が走行し、鉄塔も複数見られます。そのため眺望が損なわれ、強風時や雨天の日には異音が発生する場合があります。 ・残置物等の撤去・移転等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。</p>						
	「売払物件について」も必ず御確認ください。						
	本物件の売払人（連絡先）	横浜市（財政局 ファシリティアマネジメント推進課 045-671-2264）					

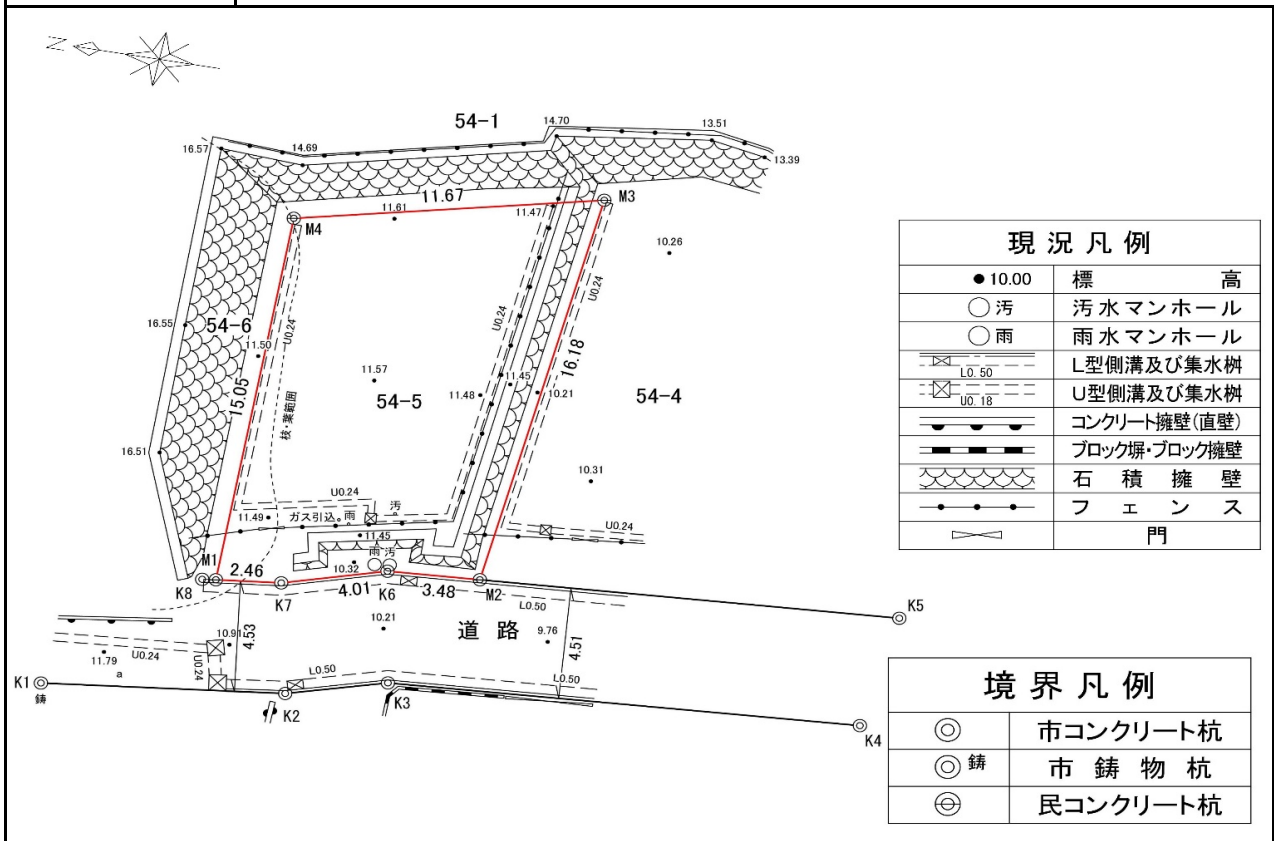
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 相鉄いずみ野線「緑園都市」駅 徒歩15分

現況図



物 件 調 査 書

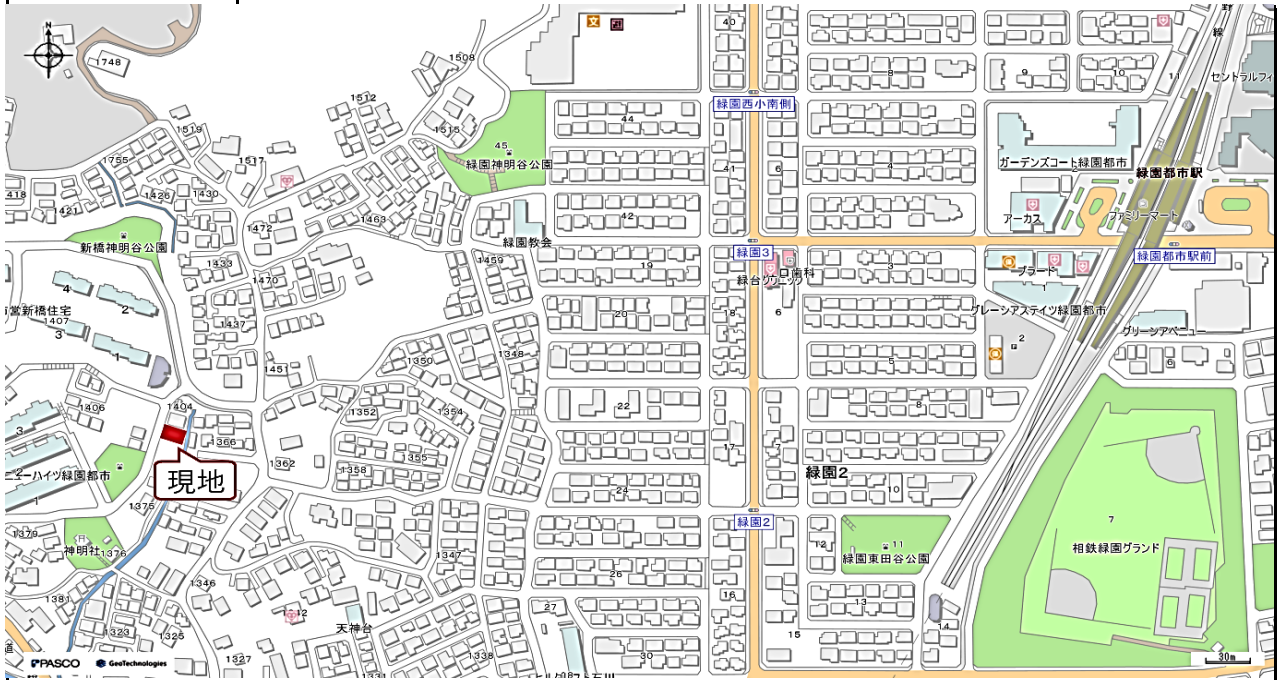
物件番号 2834

最低売却価格

2,567万円

所在地		横浜市泉区新橋町字神明谷1379番10			
住居表示		—			
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	現況測量面積	
	1379番10	宅地	166.67㎡	—	
	合計(1筆)	※1	166.67㎡	—	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約6.5mの舗装市道に接道			
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	80%
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	125㎡
	その他の制限	日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間) 景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法) 宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)			
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等		
	電気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	可	前面道路配管150mm、宅内引込有※2	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	前面道路配管(汚水250mm、雨水500mm)、マス設置済(分流式)	横浜市泉区泉土木事務所 045-800-2532	
都市ガス	有	前面道路配管(低圧200mm)、宅内引込設置済(25mm)	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公共施設等	泉区役所	横浜市立新橋小学校	横浜市立岡津中学校	横浜市立いずみ野中学校	
	物件の南西約4.0km	物件の南西方約0.9km	物件の南東方約1.6km	物件の南西方約2.2km	
留意事項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。</p> <p>※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 水道局の図面上では引込は確認できますが、敷設年が不明なため使用の可否、及び止水栓の確認ができていません。敷地内の一部に老朽管が残っている可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件敷地は、道路と等高に接面する平坦地です。東端部は南北軸に鉄筋コンクリート造の擁壁が施工されていて、東側隣接地は本物件敷地より約4m低くなっています。その擁壁下には水路が流れています。なお、本物件敷地内には雨水処理のためのU字溝などの設置はありません。 ・本物件は周辺一帯の宅地造成工事許可(許可年月日:平成2年8月9日、許可番号:第2規163号、検査済証交付年月日:平成4年8月20日)を得て造成された造成宅地ですが、検査済証交付日から20年以上を経過し、擁壁等に経年相応の劣化が認められます。擁壁等の補修・安全対策につきましては買主の責任と費用にて御対応ください。 ・本物件の北西端部に東京電力・NTTの電柱及び支線が設置されています。また架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。 ・南側隣接地は現況空地ですが、消防団器具置場(予定)となっており、騒音が発生する場合があります。 ・本物件の前面道路沿いにゴミ置場が設置されています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南西方約20mに「新橋神明谷第二公園」があります。児童等の歓声などが聞こえる場合があります。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 				
	「売払物件について」も必ず御確認ください。				
	本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティアマネジメント推進課 045-671-2264)		

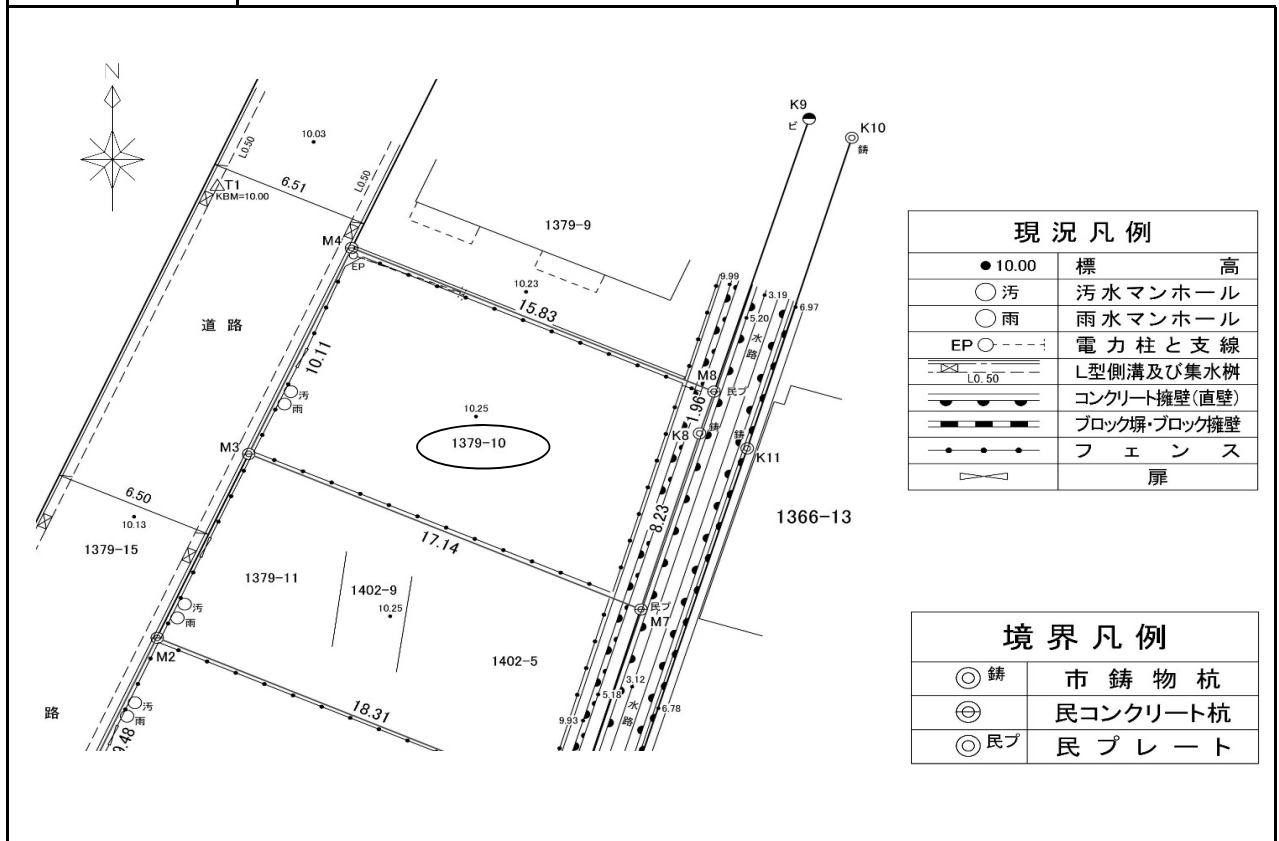
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 相鉄いずみ野線「緑園都市」駅 徒歩17分

現況図



物 件 調 査 書

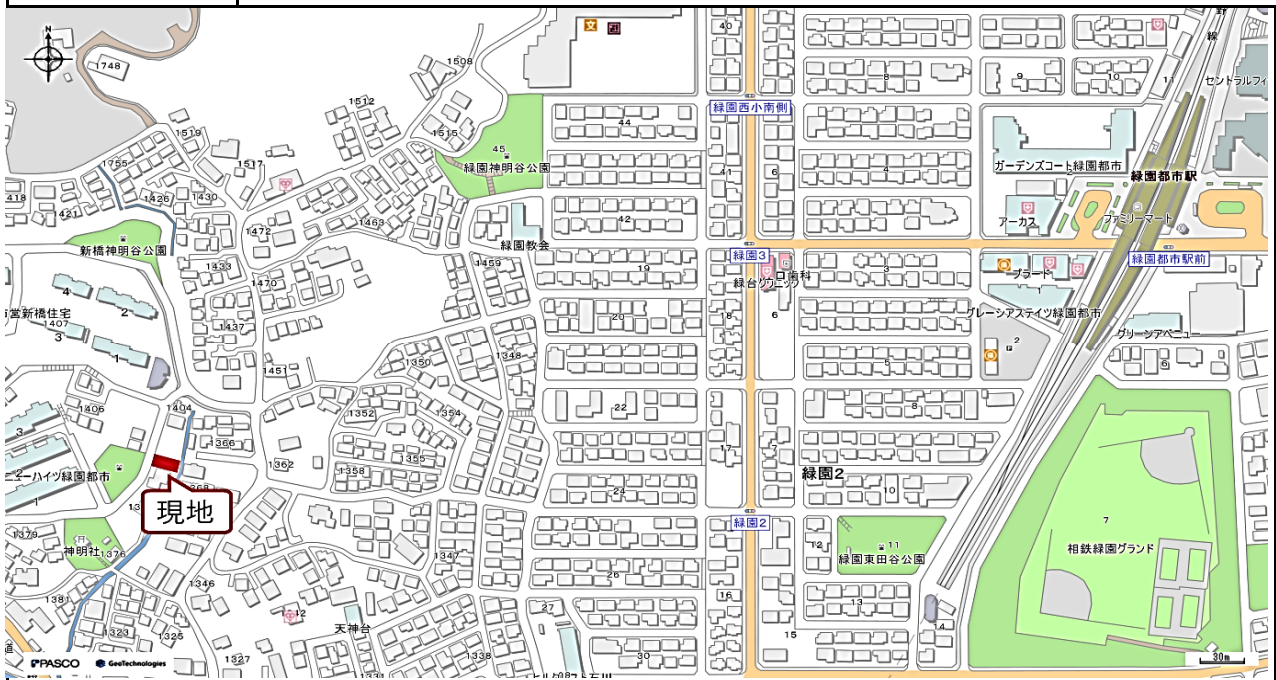
物件番号 2835

最低売却価格

2,763万円

所在地		横浜市泉区新橋町字神明谷1379番12			
住居表示		—			
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	現況測量面積	
	1379番12	宅地	179.40㎡	—	
	合計(1筆)	※1	179.40㎡	—	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約6.5mの舗装市道に接道			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	80%
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	125㎡
	その他の制限	日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間) 景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法) 宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)			
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—
供給処理 施設の状況	施設の種類の		状		事業所等
	電気	有	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
	上水道	可	前面道路配管150mm、宅内引込有※2		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085
	下水道	有	前面道路配管(汚水250mm、雨水500mm)、マス設置済(分流式)		横浜市泉区土木事務所 045-800-2532
都市ガス	有	前面道路配管(低圧200mm)、宅内引込設置済(25mm)		東京ガス株式会社お客様センター 0570-002211	
公共施設等	泉区役所		横浜市立新橋小学校	横浜市立岡津中学校	横浜市立いずみ野中学校
	物件の南西約4.0km		物件の南西方約0.9km	物件の南東方約1.6km	物件の南西方約2.2km
留意事項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。</p>				
	<p>※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 水道局の図面上では引込は確認できますが、敷設年が不明なため使用の可否、及び止水栓の確認ができていません。敷地内の一部に老朽管が残っている可能性があります。</p>				
	<p>・本物件敷地は、道路と等高に接面する平坦地です。東端部は南北軸に鉄筋コンクリート造の擁壁が施工されていて、東側隣接地は本物件敷地より約4m低くなっています。その擁壁下には水路があります。なお、本物件敷地内には雨水処理のためのU字溝などの設置はありません。</p>				
	<p>・本物件は周辺一帯の宅地造成工事許可(許可年月日:平成2年8月9日、許可番号:第2規163号、検査済証交付年月日:平成4年8月20日)を得て造成された造成宅地ですが、検査済証交付日から20年以上を経過し、擁壁等に経年相応の劣化が認められます。擁壁等の補修・安全対策につきましては買主の責任と費用にて御対応ください。</p>				
	<p>・本物件の南西端部の境界上に東京電力・NTTの電柱及び支線が設置されています。その電柱の支線が敷地内に位置しています。また架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。</p>				
	<p>・南側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。樹木の剪定等にあたっては隣接地権者との協議が必要となります。</p>				
	<p>・北側隣接地は現況空地ですが、消防団器具置場(予定)となっており、騒音が発生する場合があります。</p>				
	<p>・本物件の前面道路沿いにゴミ置場が設置されています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。</p>				
	<p>・本物件の前面道路を隔てて「新橋神明谷第二公園」があります。児童等の歓声などが聞こえる場合があります。</p>				
	<p>・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。</p>				
<p>・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。</p>					
<p>・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。</p>					
「売払物件について」も必ず御確認ください。					
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)			

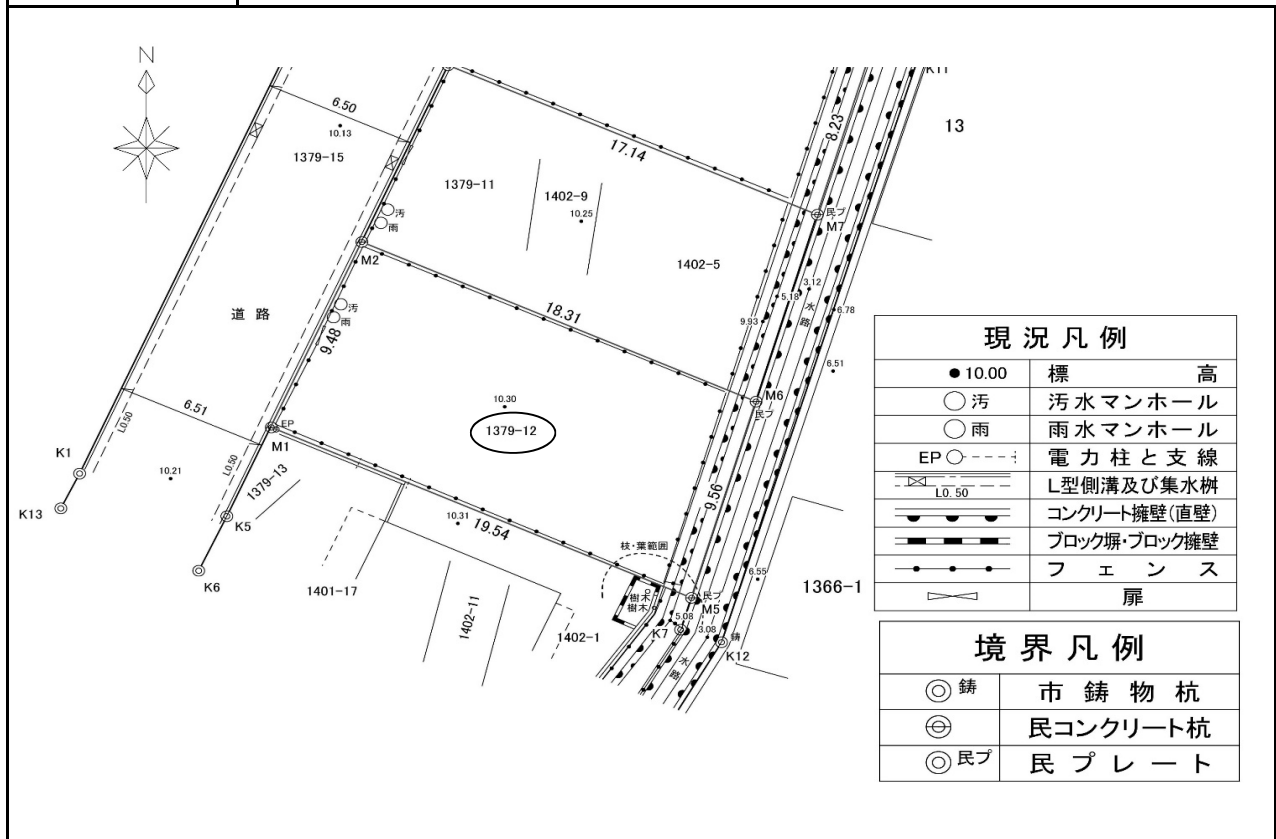
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 相鉄いずみ野線「緑園都市」駅 徒歩17分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2836

最低売却価格

2,938万円

所在地		横浜市泉区新橋町字慶林小谷 2 1 1 2 番 5			
住居表示		—			
内 訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
	2 1 1 2 番 5	宅 地	2 0 0. 4 0 m ²	—	
				—	
合計 (1 筆)		※1	2 0 0. 4 0 m ²	—	
道路と敷地の関係		南東側で幅員 5 m の舗装市道、北西側で幅員約 5 m の舗装市道に接道			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第 1 種低層住居専用地域
		建 ぺ い 率	5 0 %	容 積 率	8 0 %
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	1 2 5 m ²
	その他の制限	日影規制 (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
		景観計画 (全市域)、緑化地域 (都市緑地法) 宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)			
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—
供給処理 施設の状況	施設の種類の		状 況		事業所等
	電 気	有	地上配線		東京電力エジューパーター(株) 0120-995-001
	上水道	可	南東道路配管75mm、宅内引込有※2		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085
	下水道	有	南東道路配管 (汚水250mm、雨水450mm)、マス設置済 (分流式)		横浜市泉区土木事務所 045-800-2532
	都市ガス	可	南東道路配管 (低圧75mm)、宅内引込無		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211
公共施設等	泉区役所		横浜市立新橋小学校	横浜市立岡津中学校	横浜市立いずみ野中学校
	物件の南西約 3. 7 km		物件の南西方 約 0. 5km	物件の南東方 約 2. 0km	物件の南西方 約 1. 6km
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。				
	「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。				
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。				
	※1 本物件は公簿面積により売却します。				
	※2 水道局の図面上では引込は確認できますが、敷設年が不明なため使用の可否、及び止水栓の確認ができていません。敷地内の一部に老朽管が残っている可能性があります。				
	・本物件敷地は、南東側道路から等高～0.9m高く接面し、北西側道路から約1.5m～2.5m高く接面する二方路地です。敷地内は平坦です。なお、本物件敷地内には雨水処理のためのU字溝などの設置はありません。				
	・本物件は周辺一帯の開発許可(許可年月日:昭和55年2月15日、許可番号:第54開1305号、検査済証交付年月日:昭和56年7月31日)を得て造成された造成宅地ですが、検査済証交付日から40年以上を経過し、擁壁等に経年相応の劣化が認められます。擁壁等の補修・安全対策につきましては買主の責任と費用にて御対応ください。				
	・本物件の北西道路沿い及び南東道路沿いに東京電力・NTTの電柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。				
	・本物件の南西隣地は現在「畑」として利用されています。風向きや気象条件によっては砂埃等が舞うことが予測されます。				
	・本物件の南東道路沿い至近にゴミ置場が設置されています。また本物件北西道路沿いに同じくゴミ置場が設置されていますが、移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。				
・本物件の北西方約20mに「新橋小谷公園」があります。児童の歓声などが聞こえる場合があります。					
・本物件の北東方約15mに「新橋雨水調整池」があります。調整池は大雨の時に雨水を一時貯留して下流へ少しずつ流し河川の氾濫を防ぐ施設です。					
・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。					
・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。					
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
「売払物件について」も必ず御確認ください。					
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)			

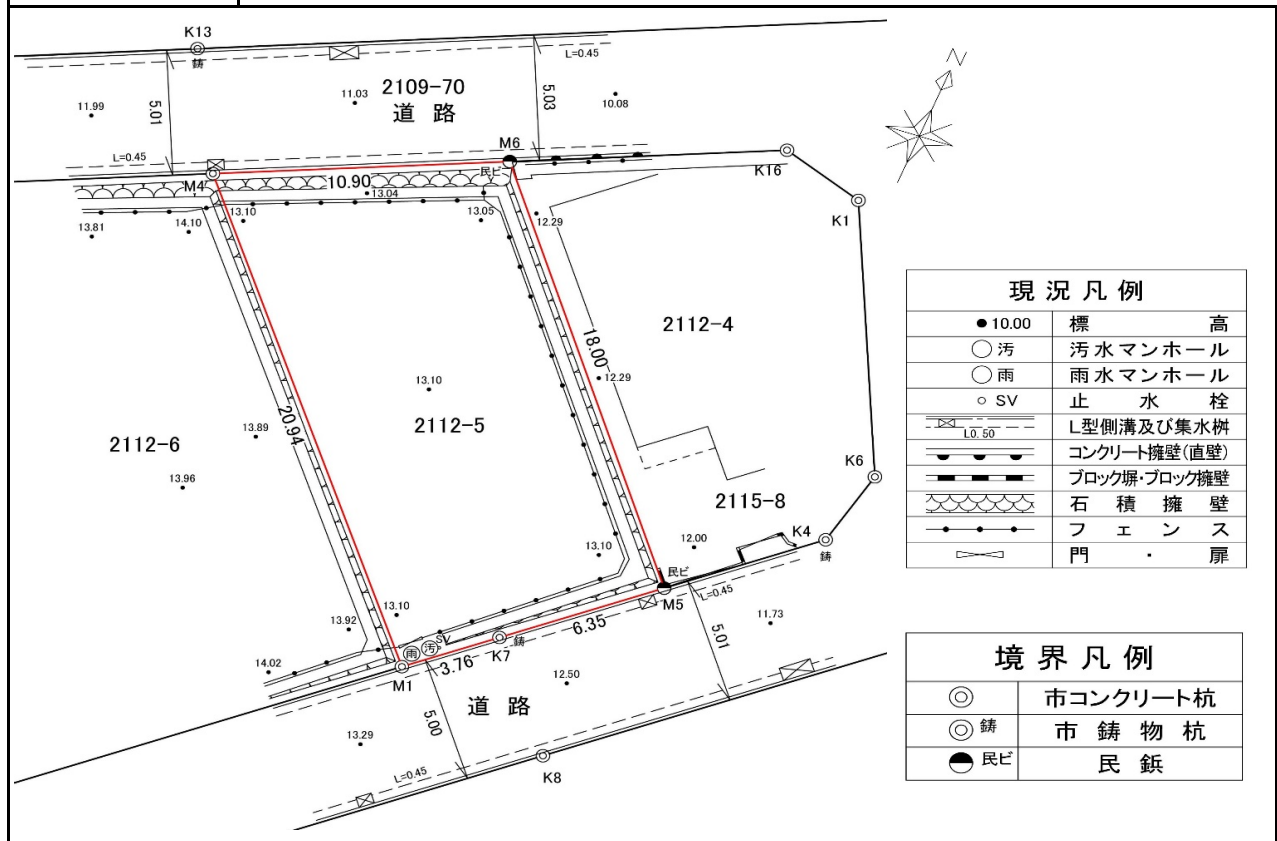
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 相鉄いずみ野線「弥生台」駅 徒歩17分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2837

最低売却価格

14,707万円

所在地	横浜市泉区中田北一丁目2703番4外			
住居表示	横浜市泉区中田北一丁目9街区			
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	地積測量図面積
	2703番4	宅地	624.92㎡	624.92㎡
	2703番5	雑種地	113.74㎡	113.74㎡
	合計(2筆)	※1	737.92㎡	738.66㎡

道路と敷地の関係 西側で幅員4.5mの舗装市道に接道

※2 本物件の東方で計画されている都市計画道路(都市計画決定段階、3・3・11 環状3号線 代表幅員22m)の西境界から50m以内は以下の法令に基づく制限があります。

※2 法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	50%	容積率	80%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	125㎡	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
	その他の制限	日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)					
その他の制限 景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)							

※2 本物件の東方で計画されている都市計画道路(都市計画決定段階、3・3・11 環状3号線 代表幅員22m)の西境界から50m以内は以下の法令に基づく制限があります。

※2 法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%	高度地区	第4種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等	準防火地域
	その他の制限	日影規制(高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)					
その他の制限 景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)							
駐車場条例の附置義務区域(周辺地区又は自動車ふくそう地区)							

私道の負担等に関する事項 負担等の有無 無 負担等の内容 —

供給処理 施設の状況	施設の種類		状況	事業所等
	電気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
	上水道	可	前面道路配管150mm、宅内引込無	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085
	下水道	有	前面道路配管(汚水250mm、合分流式)、マス設置済、雨水は側溝	横浜市泉区土木事務所 045-800-2532
	都市ガス	可	前面道路配管(低圧150mm)、宅内引込無	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211

公共施設等	泉区役所	横浜市立東中田小学校	横浜市立中田中学校
	物件の西方約1.4km	物件の東方約1.4km	物件の南東方約0.7km

本物件は現況での引渡しとなります。
 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。
 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

※1 本物件は地積測量図面積により売却します。
 ※2 本物件敷地は都市計画の用途地域が第一種低層住居専用地域と第一種住居地域に跨っていますが、過半を占める用途地域は第一種低層住居専用地域ですので、建築制限は第一種低層住居専用地域の用途制限が適用となります。建ぺい率・容積率は加重平均されます。

留意事項

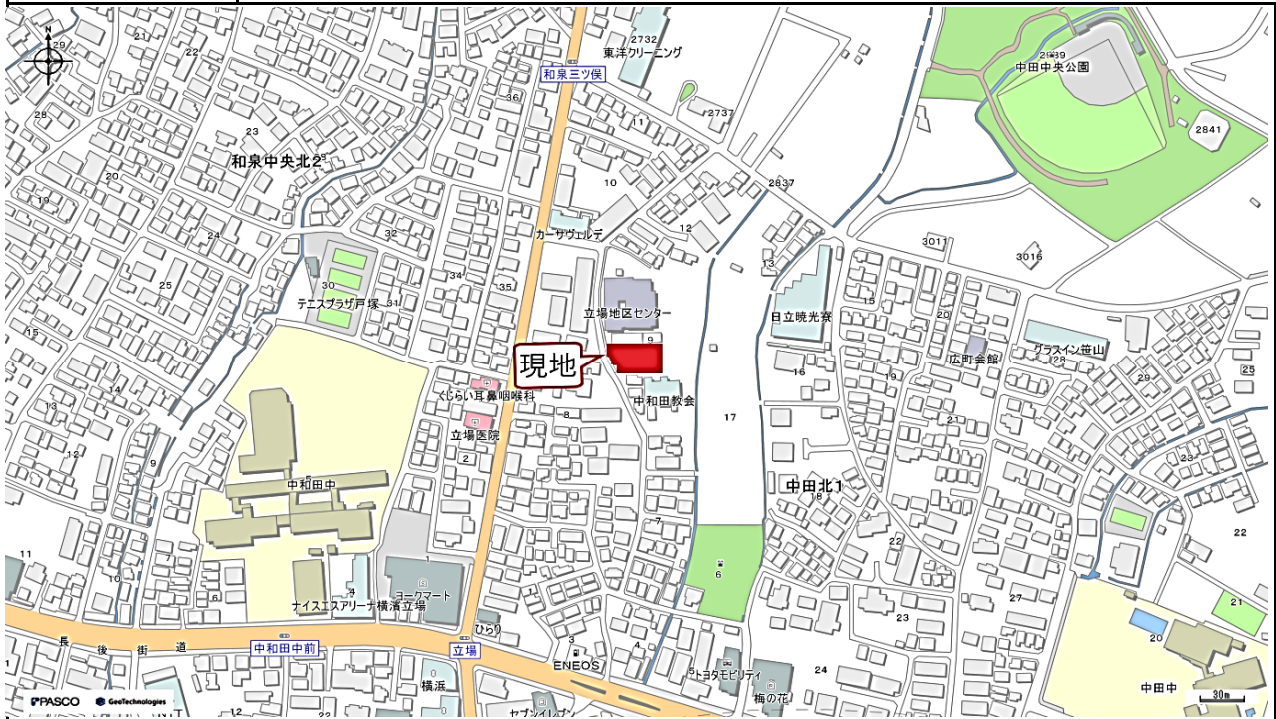
- ・本物件敷地は、前面道路と等高に接面し、敷地内は平坦です。敷地の一部は駐車場として利用されていたためアスファルト舗装となっていますが、一部は土が露出しています。なお、本物件敷地内には雨水処理のための側溝が設置されています。
- ・本物件の西側道路沿いのアスファルト舗装の歩道部分も売却対象です。歩道部分には、車止めポール等が設置されています。なお、歩道の承継義務はありません。
- ・本物件には、汚水樹、雨水樹、雨水配管が地下埋設物として残置されています。この件は最低売却価格に反映しているため、横浜市(売主)は契約不適合責任を一切負いません。「埋設物配置図」を市ホームページに掲載していますので御確認ください。
- ・本物件南西角には駐車場入口看板及び花壇が残置されています。
- ・南西側隣接地の土間コンクリート、汚水樹、雨水樹、雨樋、屋根、フェンス、コンクリート擁壁の一部が本物件上に位置しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、財政局 ファシリティアマネジメント推進課にお問い合わせください。
- ・本物件の南側に位置する擁壁、南東側隣接地の北側に位置するブロック積、本物件と南東側隣接地にまたがり位置している土間コンクリートについて、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、財政局 ファシリティアマネジメント推進課にお問い合わせください。
- ・本物件の西側道路沿いを東京電力の電柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。
- ・本物件北側隣接地は「横浜市立場地区センター」があります。同センターには体育館が設置されており、特にバスケットコートがあるためボールが床に跳ねる音が断続的にあります。その他、音楽系イベント等による音漏れや歓声などが聞こえることがあります。
- ・本物件南側隣接地は「中和田カトリック教会」があります。
- ・本物件の東側隣接地に「立場地区センター雨水調整池」があります。なお、調整池は地区センターの付帯施設であり、本物件の雨水処理には使用できません。
- ・残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。

「売払物件について」も必ず御確認ください。

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 ファシリティアマネジメント推進課 045-671-2264)

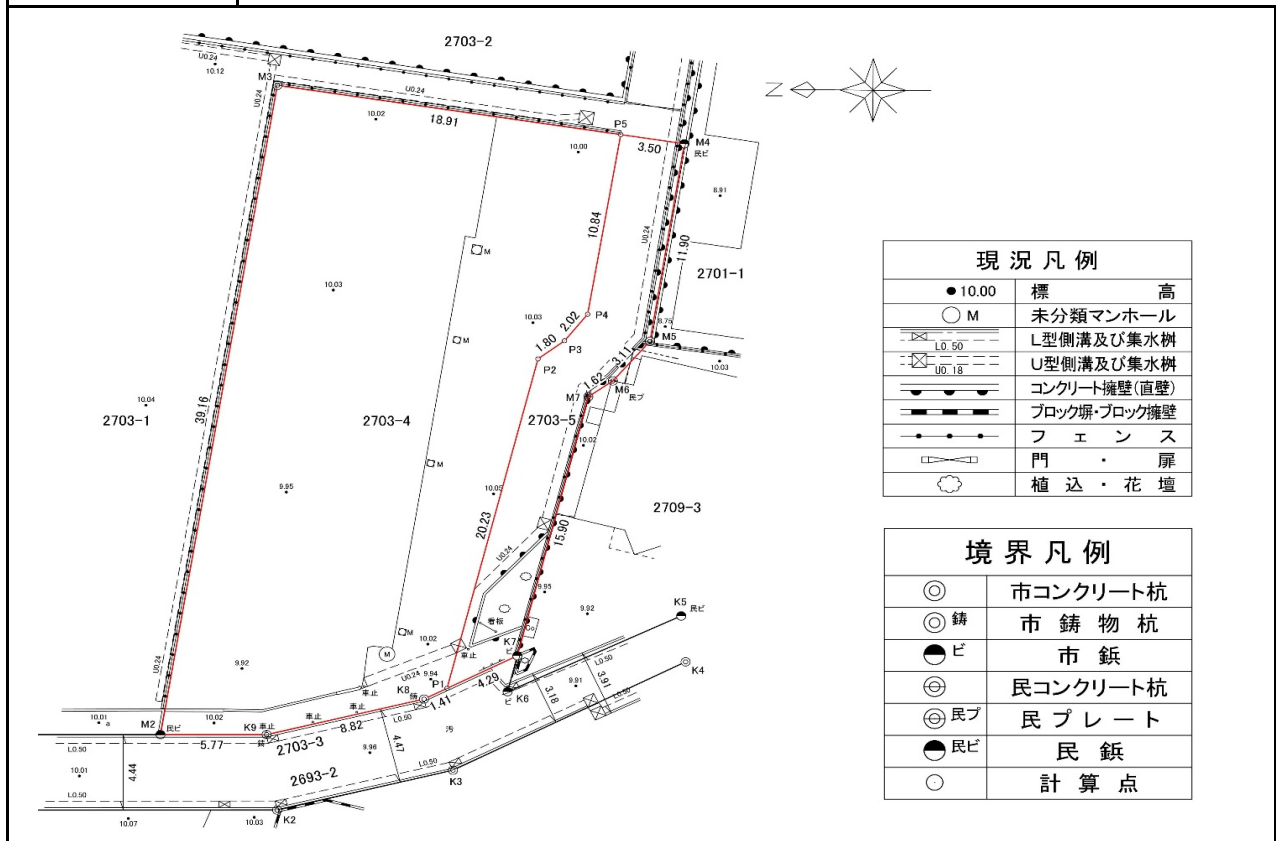
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 市営地下鉄ブルーライン「立場」駅 徒歩7分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2838

最低売却価格

918万円

所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目9-9						
住居表示	-						
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積			
	9-9-9	宅地	59.78㎡	-			
	合計(1筆) ※1		59.78㎡	-			
道路と敷地の関係	北東側で幅員約12mの舗装市道(法第42条第1項第3号道路)に接面 南側で幅員約4mの舗装市道(当該市道は本物件南西方向では法第42条第1項第1号道路ですが、南東方向では法第42条第2項道路となります)に接面 ※2 北西から南東にかけて都市計画道路(3・5・7 坂本鶴ヶ峰線 代表幅員:15m)決定線が抵触 ※3						
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%	高度地区	第4種高度地区
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-	防火地域	準防火地域
	その他の制限	都市計画法第53条(都市計画道路区域内の建築制限) ※3					
		日影規制(高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	有	負担等の内容	セットバック ※2		
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等				
	電気	可	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001			
	上水道	可	北東側道路配管200mm、宅内引込13mm(S51) ※4	横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085			
	下水道	可	北東側道路配管(汚水250mm) ※4	横浜市旭区旭土木事務所 045-953-8801			
	都市ガス	可	南側接面道路配管(低圧200mm)	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211			
公共施設等	旭区役所		物件の北西方	約0.8km			
	横浜市立本宿小学校		物件の南西方	約0.9km			
	横浜市立本宿中学校		物件の南方	約1.4km			
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。						
	「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。						
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分ご確認下さい。特に、個人が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札にご参加下さい。						
	※1 本物件は公簿面積により売却します。						
	※2 本物件の南側接面道路のうち約4分の3(東側)は、建築基準法第42条2項に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築する際には道路中心線から水平距離で2mのセットバックが必要です。道路中心線の位置及びセットバックの距離等については、横浜市建築局建築指導課(045-671-4531)にお問い合わせください。						
	※3 本物件内には、北西から南東にかけて都市計画道路(3・5・7 坂本鶴ヶ峰線 代表幅員:15m)決定線が抵触しており、都市計画法第53条に基づく建築制限を受けます。詳細については横浜市建築局都市計画課(045-671-3510)にお問い合わせください。						
	※4 北東側隣接地(道路用地)に、本物件のために利用していた水道メーターボックスの蓋、止水栓(2か所)、ブロック塀の基礎部分が残っています。また、本物件と北東側隣接地(道路用地)の境界に、本物件のために利用していた下水道の接続桝が存しており、一部が北東側隣接地に位置しています。これらの水道メーターボックスの蓋、止水栓(2か所)、ブロック塀の基礎部分、下水道の接続桝の撤去・移設等について所有権移転の日から6か月以内に買受人の費用負担で行っていただきます。道路用地における施工については旭土木事務所(TEL045-953-8801)、止水栓移設については横浜市水道局給水工事受付センター(TEL045-489-3085)にお問い合わせください。横浜市(売主)は協議・費用負担等について、一切対応いたしません(売買契約書に明記)。詳細については、本物件の売払人である水道局資産活用課(TEL045-671-3658)にお問い合わせください。						
	・本物件には、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建の建物が存していましたが、令和5年12月に地表部分まで撤去し、滅失登記を行っています。地下に埋設物が残存している可能性があります。この件は最低売却価格に反映しているため、横浜市(売主)はガラ等が出土した場合でも契約不適合責任を一切負いません。						
	・土地利用の履歴調査の結果、土壌汚染のおそれがある履歴は確認できませんでした。本物件について、指定調査機関による土壌汚染状況調査は行っていません。						
	・本物件の土壌が、土壌汚染対策法の土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある場合及び土砂搬出先の受け入れ基準を超過した場合であっても、名目の如何を問わず、買受人は、横浜市(売主)に対し一切の請求をしないものとします。土壌に関する一切については、横浜市(売主)は、契約不適合責任を負いません。						
・本物件の北東側及び南側隣接地(いずれも道路用地)との境界(「現況図」の境界点3)は、桝の中に位置しています。境界標の存在は確認していません。隣接地所有者とは境界に関して書面は取り交わしていません。							
・本物件の南側隣接地(道路用地)との境界はU字溝及び桝の上にあります。隣接地所有者とは、U字溝及び桝に関しての一切の書面は取り交わしていません。当該U字溝及び桝については、機能を保持する必要があります。U字溝及び桝の維持管理・修繕等を旭土木事務所(TEL045-953-8801)が行うため、所有権移転の日から3か月以内に旭土木事務所へ土地使用承諾書を提出してください。(様式あり)なお、U字溝及び桝に関する、隣接地所有者との協議、書面の取り交わし、補修・修繕・改修・撤去・再築造・安全対策等については横浜市(売主)は対応いたしません(売買契約書に明記)。詳細については、本物件の売払人である水道局資産活用課(TEL045-671-3658)にお問い合わせください。							
・本物件西側隣接地のブロック塀の一部が本物件の敷地内に位置しています。隣接地所有者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。							
・西側隣接地の樹木の一部が本物件に越境しています。樹木の剪定にあたっては隣接地所有者との協議が必要です。							
・本物件南側道路沿いに道路標識があり、道路標識上部が本物件上空に位置している可能性があります。移設及び撤去の可否等の取扱いについては神奈川県警察旭警察署(TEL045-361-0110)にお問合せください。横浜市(売主)は対応いたしません。							
・本物件は交通量の多い道路に面しており、車両の通行に伴う騒音、振動等が発生する可能性があります。							
・本物件の南側近隣に「横浜市立鶴ヶ峰小学校」があるため、風向き等の気象条件によっては粉塵や児童・生徒の歓声等が聞こえる場合があります。							
・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。							
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認して下さい。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合がありますことをご了承ください。							
「売払物件について」も必ずご確認ください。							

本物件の売払人(連絡先)

横浜市(水道局資産活用課 045-671-3658)

案内図

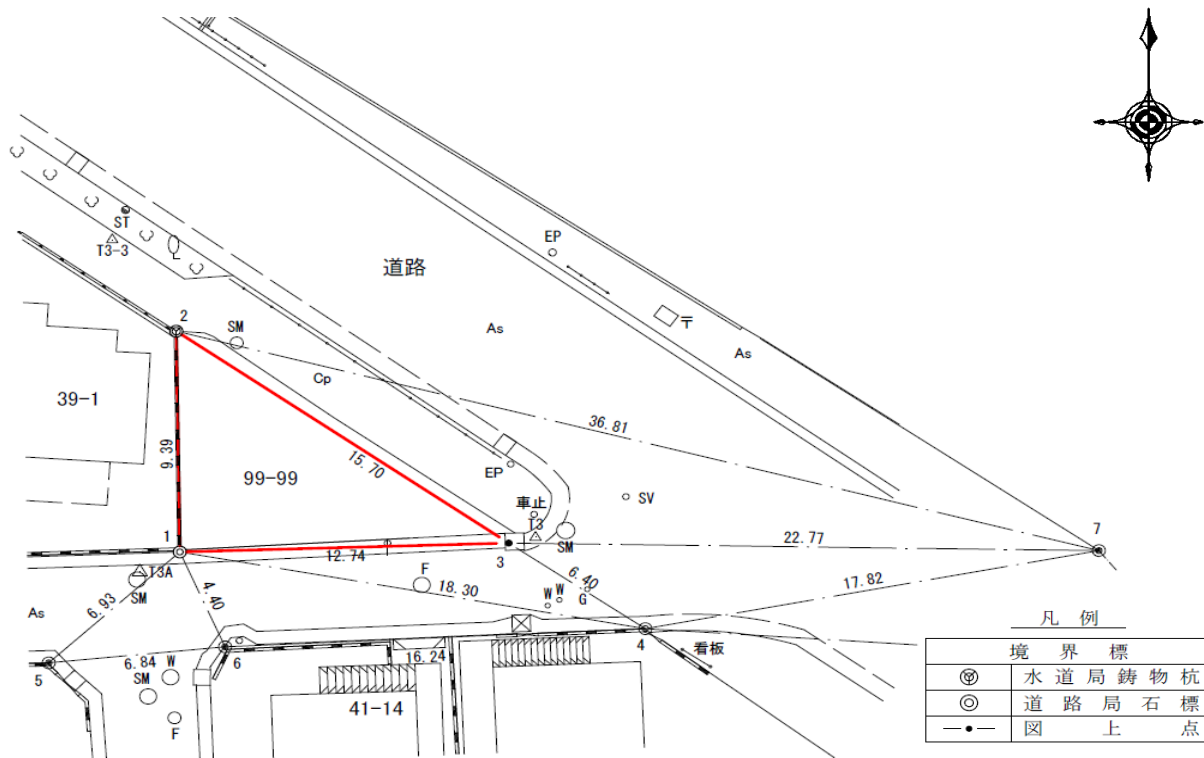


©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関

相鉄本線「鶴ヶ峰」駅 徒歩5分

現況図



※一部現況と差異がありますので、現地をご確認ください。

物 件 調 書

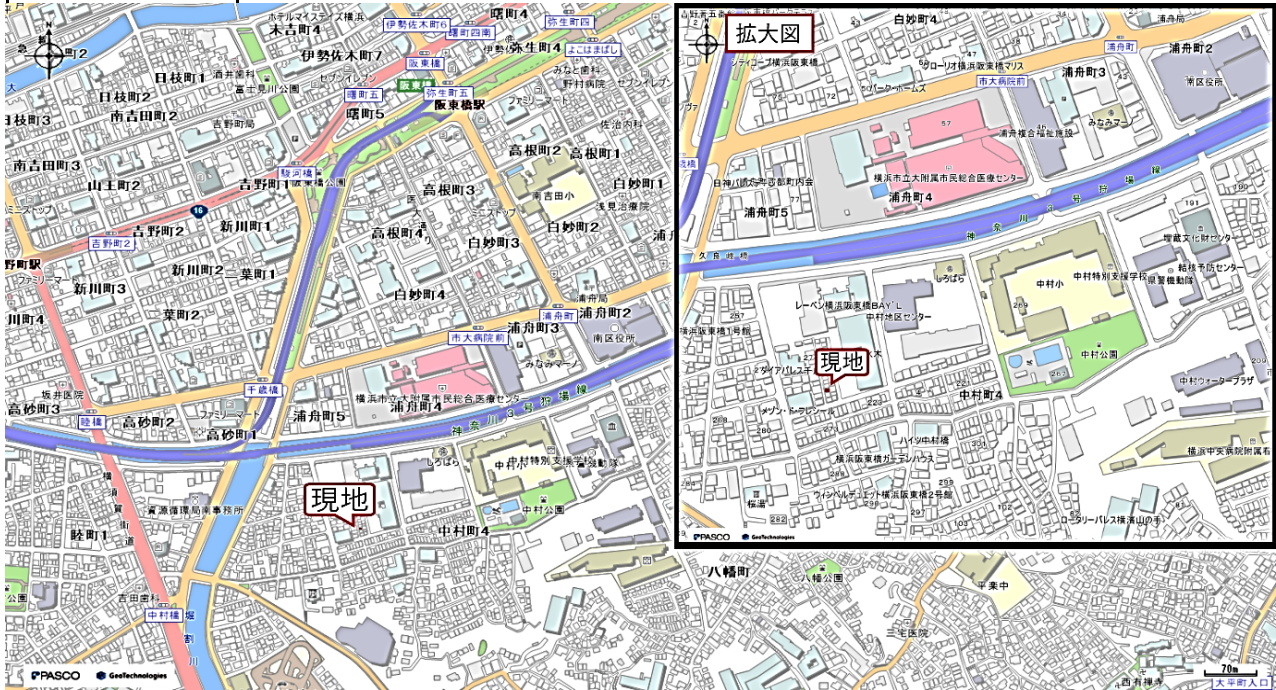
物件番号 2839

最低売却価格

101万円

所在地	横浜市南区中村町四丁目274番42				
住居表示	—				
内 訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
	274番42	宅 地	24.71㎡	—	
	合計(1筆)	※1	24.71㎡	—	
道路と敷地の関係	※2 西側で現況幅員約2mの舗装私道に接道、法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地				
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	近隣商業地域
		建 ぺ い 率	80%	容 積 率	300%
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—
	その他の制限	容積率は前面道路の幅員による制限があります。 景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法) 駐車場条例の附置義務区域(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域)			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	有	負担等の内容	セットバック(道路後退) 有	
供給処理施設の状況	施設の種類の	状 況			事業所等
	電気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	前面道路配管50mm、宅内引込有(25mm、平成元年)	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	前面道路配管200mm(合流式)、宅内の最終マスは無い	横浜市南区南土木事務所 045-341-1106	
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込(25mm)	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等	南区役所		横浜市立中村小学校		横浜市立平楽中学校
	物件の北東約0.6km		物件の北東方 約0.2km		物件の東方 約1.2km
留 意 事 項	※本物件は「借地権負担付土地」です。事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 104ページ以降の売買契約書(中村町)もご参照ください。				
	本物件は現況での引渡しとなります。(本物件上の建物は売却対象ではありません。) 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。				
	本物件は「借地権負担付土地」です。104ページ以降の売買契約書(中村町)もご参照ください。 ・第三者の借地権の負担がついた状態での売買契約となりますので、買主は借地人との賃貸借契約における賃貸人としての地位を継承します。 ・本物件上の建物は売却対象ではありません。 ・借地人と改めて協議して定めない限り、土地貸付料(地代)を受領することができない可能性があります。 ・借地人は死亡しており、相続人は不明です。 ・土地貸付料(地代)の滞納があります。 ・横浜市(売主)は、相続人の調査は行いません。 ・借地人所有の建物は未登記です。落札者には借地人と横浜市の借地契約に関する事項を一部提供します。ただし、個人情報保護の観点から提供できない場合もありますので、その際は買主が法的手続等により調査を行ってください。 ・横浜市(売主)は、買主と借地人との間の協議、紛争に一切関与しません。 ・本物件は、平成25年に中村町4丁目274番3から分筆され、274番42(公簿面積24.71㎡)となっています。				
	※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 前面私道の所有者は横浜市ですが、道路認定はされていません。通行及び供給施設の引込は可能です。この道路を掘削等する場合は、財政局ファシリティマネジメント推進課(045-671-3806)まで事前にご連絡ください。 また、将来借地権の消滅等により、既存の建物の建て替え等をする際には許可又は認定を取得することが必要となりますので、建築等に当たっては建築局建築指導部市街地建築課に事前相談を要します。				
	・周辺一帯の土地区画整理事業の認可(認可年月日:昭和24年2月3日、換地処分公告年月日:昭和30年4月15日)を得て整備された地域ですが、その後、地域内の画地や道路が細かく分割されて現在に至っています。 ・本物件は現況測量を行っておりません。 ・本物件敷地は平坦です。敷地内は土が露出しているか又は簡易なコンクリート敷き(コンクリートで仕上げた土間:三和土)となっています。雨水処理のためのU字溝等の設置はありません。 ・本物件の私道沿いに東京電力・NTTの電柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過していますが、横浜市は移設・撤去等の確認はしていません。 ・本物件の南側敷地内に所有者不明の自転車が放置されています。また前面私道沿いに所有者不明の植木鉢、植栽及びコンクリートブロックがあります。残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の東方約200mに横浜市立「中村小学校」、「中村公園」、「市営中村公園プール」があります。風向きや気象条件によっては、児童の歓声、チャイム音、歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北方約120mに高速道路(高速神奈川3号狩場線)が走行しています。風向きや気象条件によっては、車両の通行に際し騒音が発生する場合があります。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。				
	「売払物件について」も必ず御確認ください。				
	本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局)ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264		

案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関 市営地下鉄ブルーライン「阪東橋」駅 徒歩12分

現地写真

※最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



物件番号2826（鶴見区小野町）	地域防災拠点：下野谷小学校（近隣）汐入小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0 \leq$ 浸水深（m） < 0.02 m		

物件番号2827（鶴見区駒岡三丁目）	地域防災拠点：駒岡小学校（近隣）上末吉小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・該当なし		

物件番号2828（鶴見区駒岡三丁目）	地域防災拠点：駒岡小学校（近隣）上末吉小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・該当なし		

物件番号2829（保土ヶ谷区星川三丁目）	地域防災拠点：星川小学校（近隣）峯小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 $0.5 \leq$ 浸水深（m） < 3.0 m ・内水 $0.5 \leq$ 浸水深（m） < 1.0 m ・高潮 $0 \leq$ 浸水深（m） < 0.5 m ・昭和52年～平成20年 大雨による浸水被害 累計6件		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和6年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）

なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

物件番号2830（保土ヶ谷区星川三丁目）	地域防災拠点：星川小学校（近隣）峯小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水 0.5 ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 0.5 ≦ 浸水深（m） < 1.0m ・高潮 0 ≦ 浸水深（m） < 0.5m ・昭和52年～平成20年 大雨による浸水被害 累計6件 		

物件番号2831（保土ヶ谷区星川三丁目）	地域防災拠点：星川小学校（近隣）峯小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水 0.5 ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 1.0 ≦ 浸水深（m） < 2.0m ・高潮 0.5 ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和52年～平成20年 大雨による浸水被害 累計6件 		

物件番号2832（戸塚区品濃町）	地域防災拠点：品濃小学校（近隣）川上北小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水 0.5 ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 0.02 ≦ 浸水深（m） < 0.2m ・昭和57年～平成17年 大雨による浸水被害 累計7件 		

物件番号2833（泉区新橋町）	地域防災拠点：新橋小学校（近隣）岡津小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	<ul style="list-style-type: none"> ・内水 0.02 ≦ 浸水深（m） < 0.2m ・昭和63年～平成26年 大雨による浸水被害 累計9件 		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和6年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）
なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2834 ～ 2836

物件番号2834（泉区新橋町）	地域防災拠点：新橋小学校（近隣）岡津小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・昭和63年～平成26年 大雨による浸水被害 累計9件		

物件番号2835（泉区新橋町）	地域防災拠点：新橋小学校（近隣）岡津小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0.2 \leq$ 浸水深（m） $< 0.5m$ ・昭和63年～平成26年 大雨による浸水被害 累計9件		

物件番号2836（泉区新橋町）	地域防災拠点：新橋小学校（近隣）いずみ野中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0.02 \leq$ 浸水深（m） $< 0.2m$ ・昭和57年～平成17年 大雨による浸水被害 累計9件		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和6年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2837 ～ 2839

物件番号2837（泉区中田北一丁目）	地域防災拠点：伊勢山小学校（近隣）中田中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0.2 \leq$ 浸水深（m） $< 0.5m$ ・平成16年～平成26年 大雨による浸水被害 累計5件		

物件番号2838（旭区鶴ヶ峰一丁目）	地域防災拠点：鶴ヶ峰小学校（近隣）本宿中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0.02 \leq$ 浸水深（m） $< 0.2m$ ・昭和52年～平成16年 大雨による浸水被害 累計7件		

物件番号2839（南区中村町四丁目）	地域防災拠点：中村小学校（近隣）南吉田小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0.2 \leq$ 浸水深（m） $< 0.5m$		

備考：

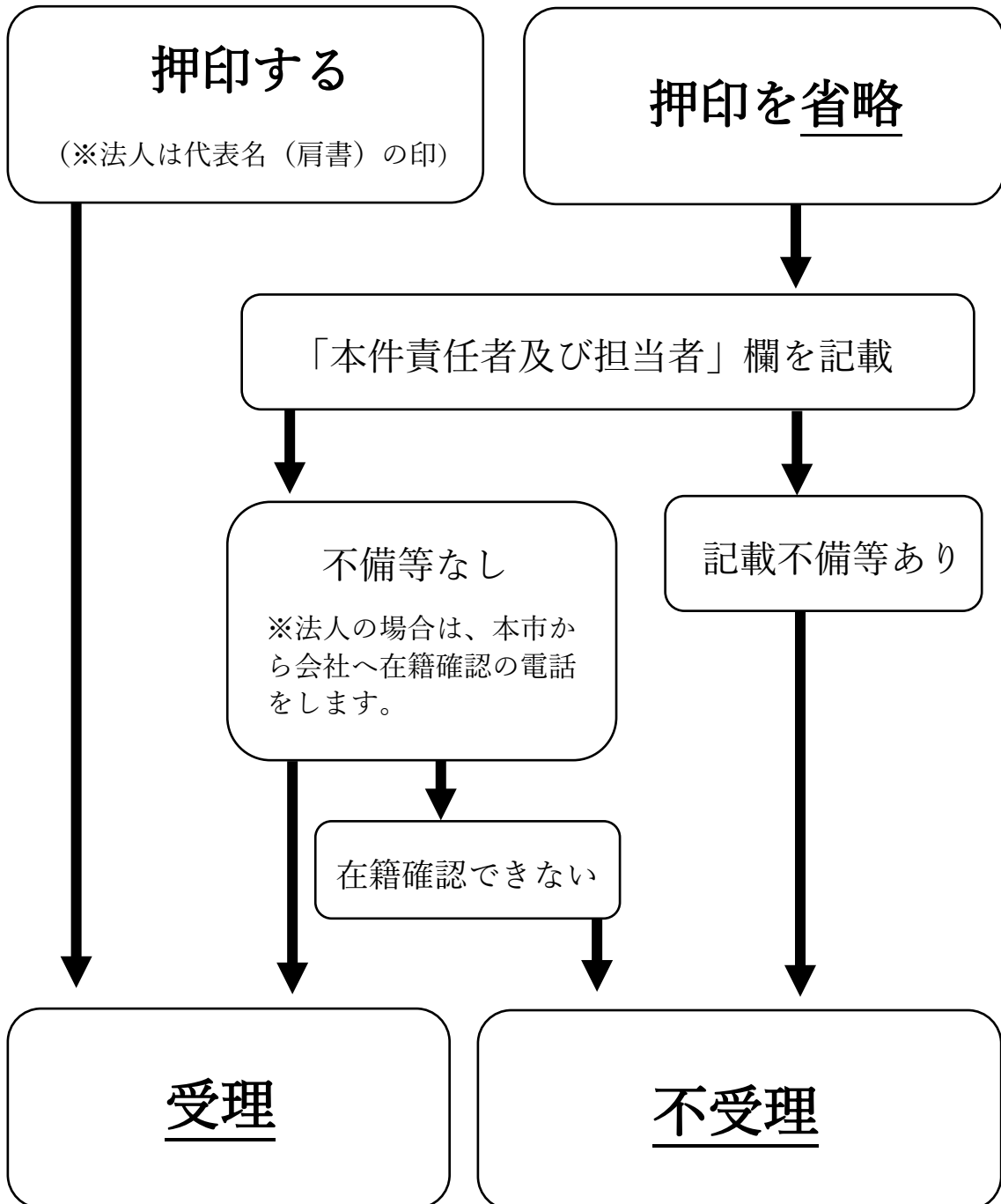
・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和6年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）
 なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

ヨコハマの土地売ります！

入札参加申込書の押印について

- ◆ 押印は省略することができます。その場合は、「本件責任者及び担当者」欄への記載が必須になります。
- ◆ 以下のフロー図及び次ページの記載例を参考にお申し込みください。



記入例

一般競争入札参加申込書

令和〇年 〇月 〇日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	住所	〒123-4567 〇区〇〇町〇	
	フリガナ	〇〇〇フドウサン	
	氏名	〇〇不動産株式会社 代表取締役 桜木みなど	
	電話	(045) 123 - 1234	

契約まで同一の印。
法人の場合は代表者名(肩書)の入ったもの

代表取締役印

押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の記載必須

原則、固定電話番号を記載してください。
押印がなく、かつ、未記載や連絡がつかない場合は参加資格を満たさないものとして扱います。

る場合は、以下の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必須です。

	本件責任者	担当者
部署名(任意)	不動産部	
フリガナ	サクラギ マモル	
氏名	桜木 まもる	同左
電話	(045)123-1234	(045)123-1234

責任者・担当者
両方のフルネーム、
電話番号を
記載してください。

産(土地)売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

参加物件

物件番号	所在地	地積 (㎡)
〇〇〇〇	〇区〇〇町〇丁目〇番地	〇〇〇.〇〇

開札立会いを予定している場合は、左のにチェックをしてください。(立会いは任意です)

注意:

・「本件責任者及び担当者」を記載してください。(押印を省略する場合は必須)

・個人の場合も「本件責任者及び担当者」欄に氏名・電話を記載してください。

(共有名義の場合は代表者)

・「押印」、「本件責任者及び担当者」欄の記載いづれもない場合は、不受理となります。

なお、「本件責任者及び担当者」の訂正はできません。(記載不備として不受理となります。)

書き損じた場合は、次のサイトから様式をダウンロードし、両面印刷の上再作成してください。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/nyuusatu.html>



※裏面の「横浜市使用欄」には何も記載しないでください。

■ 個人の場合 任意※(発行後3か月以内のもの)

※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

身分証明書、登記されていないことの証明書

■ 法人の場合 資格証明書(発行後3か月以内のもの)

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	住所	〒	
	刀 冊		
	氏名	印	
	電話	()	—

※ 押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必須です。

	本件責任者	担当者
部署名(任意)		
刀 冊		
氏 名		
電 話		

次の市有財産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

1 入札参加物件

物件番号	所 在 地	地積 (㎡)

開札立会いを予定している場合は、左のにチェックをしてください。（立会いは任意です）

- 注) 1 複数の物件を申し込む場合は、裏面の確認欄もコピーして、物件ごとに申し込んでください。
 2 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」欄の氏名及び連絡先は必ず記載してください。また、その際、以下に該当する場合は参加資格を満たさないものとします。
 (1) 訂正、不備がある。
 (2) 本件責任者・担当者欄の両方又は片方に記載がない（同一の場合は「同左」でも可）。
 (3) 記載のある者の在籍が確認できない。
 3 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と読み替えるものとします。

2 確認事項

- (1) 申込者は、次に掲げる者でないことを誓約します。
 ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 イ 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者
 ウ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
 エ 横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に定められた者
 オ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
 カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
 (2) 落札となった場合は横浜市の指定する書類を提出し、その情報を横浜市が神奈川県警察本部長及び公安調査庁に照会することについて同意します。

3 添付書類

- 個人の場合 住民票※（発行後3か月以内のもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
 身分証明書、登記されていないことの証明書
- 法人の場合 資格証明書（発行後3か月以内のもの）

受付印

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	電話・メール・対面（本人確認書類）
	責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

横浜市長

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、横浜市が横浜市暴力団排除条例に基づき、不動産売買契約により暴力団の活動を助長すること、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者を、入札、契約から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約し、かつ同意します。

- 1 私は、不動産売買契約に際し、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者のいずれにも該当しません。
 - 2 私は、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者の該当の有無を確認するため、役員名簿の提出に同意します。
 - 3 私は、私が本誓約書 1 に該当する者であるか否かを確認するため、横浜市が本誓約書及び役員名簿を、神奈川県警察に提供することに同意します。
 - 4 神奈川県警察から通報、又は横浜市の調査により、私が本誓約書 1 で誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、横浜市暴力団排除条例及び横浜市契約規則に基づき、横浜市が不動産売買契約を締結しないこと、又は不動産売買契約を解除することを承知、かつ同意します。
- (5 私は、役員名簿に記載された全ての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。)

ヨコハマの土地売ります！

様式第 15 号

役員名簿

法人所在地 _____

フリガナ

商号又は名称 _____

1	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
2	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
3	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
4	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
5	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
6	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
7	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
8	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
9	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				

10	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
11	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
12	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
13	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
14	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
15	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
16	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
17	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
18	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
19	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
20	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔一括払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（売買対象面積等）

第8条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求、損害賠償の請求はできない。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過、または同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、

本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 14 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 12 条に定める違約金又は第 15 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 18 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などを行わなければならない。

(契約の費用)

第 19 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とす

る。

(相隣関係等への配慮)

第 20 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 21 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 22 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地の 1 0
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市財政局長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔戸建住宅用地指定・一括払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（売買対象面積等）

第8条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合）

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求、損害賠償の請求はできない。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過、または同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

（禁止用途）

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

（用途指定）

第11条 乙は、売買物件を本契約締結の日から5年間、戸建住宅の敷地に供するものとし、その他の用に供してはならない。

2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の内容を承継することを義務付けなければならない。

（建築工事）

第12条 乙は、売買物件において、本契約締結の日から5年以内に住宅の建築工事を完了しなければならない。

2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合に、住宅の建築工事が完了していなければ、その残存期間について、前項の内容を承継することを義務付けなければならない。

（買戻しの特約）

第13条 甲は、乙が本契約締結の日から10年を経過する日までに、前条に定める義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買戻すことができる。この場合、売買契約に要した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等乙の負担した一切の費用は償還しないものとする。

2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。

3 第1項の規定にかかわらず、前条の建築工事が完了し、建築基準法に定める検

査済証が交付されたときは、買戻期間を検査済証が交付された日までとする。

4 第1項の規定による買戻しの特約の登記上の期間は、本契約締結の日から10年とする。

(買戻しの登記及び抹消)

第14条 買戻しの特約の登記及び買戻しの手続きは、すべて甲の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は乙の負担とする。

2 前条第3項に定める期間が到来した場合、乙又は所有者の申請により、甲は買戻しの特約を解除するものとする。

3 乙又は所有者は、前項の申請を行う場合、甲が指定する書面によらなければならない。

4 買戻しの特約を解除する場合、乙又は所有者の請求により買戻権の登記の抹消登記を嘱託するものとし、この登記に要する費用は乙又は所有者の負担とする。

(実地調査等)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第16条 乙は、第10条から第12条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第18条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 13 条第 1 項に定めるところにより買戻権を行使したとき、又は第 17 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、甲が現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 21 条 甲は、第 18 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 16 条に定める違約金又は第 19 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 22 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などを行わなければならない。

(契約の費用)

第 23 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 24 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 25 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、
甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うもの
とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して
各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地の 1 0

横 浜 市

契約事務受任者

横浜市財政局長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〔契約保証金額〕円を
甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を
売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を
甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた
金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により 年 月 日
までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金
領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第9条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求、損害賠償の請求はできない。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過、または同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(危険負担と解除)

第11条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、甲が売買物件を引渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 甲は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合、甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第12条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わ

なければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第23条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市財政局長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔戸建住宅用地指定・契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として

金〔契約保証金額〕円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現

金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第9条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求、損害賠償の請求はできない。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過、または同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(危険負担と解除)

第11条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、甲が売買物件を引渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 甲は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合、甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第12条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供

してはならない。

- 2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(用途指定)

第13条 乙は、売買物件を本契約締結の日から5年間、戸建住宅の敷地に供するものとし、その他の用に供してはならない。

- 2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の内容を承継することを義務付けなければならない。

(建築工事)

第14条 乙は、売買物件において、本契約締結の日から5年以内に住宅の建築工事を完了しなければならない。

- 2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合に、住宅の建築工事が完了していなければ、その残存期間について、前項の内容を承継することを義務付けなければならない。

(買戻しの特約)

第15条 甲は、乙が本契約締結の日から10年を経過する日までに、前条に定める義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買戻すことができる。この場合、売買契約に要した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等乙の負担した一切の費用は償還しないものとする。

- 2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条の建築工事が完了し、建築基準法に定める検査済証が交付されたときは、買戻期間を検査済証が交付された日までとする。
- 4 第1項の規定による買戻しの特約の登記上の期間は、本契約締結の日から10年とする。

(買戻しの登記及び抹消)

第16条 買戻しの特約の登記及び買戻しの手続きは、すべて甲の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は乙の負担とする。

- 2 前条第3項に定める期間が到来した場合、乙又は所有者の申請により、甲は買戻しの特約を解除するものとする。
- 3 乙又は所有者は、前項の申請を行う場合、甲が指定する書面によらなければならない。
- 4 買戻しの特約を解除する場合、乙又は所有者の請求により買戻権の登記の抹消登記を嘱託するものとし、この登記に要する費用は乙又は所有者の負担とする。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第 18 条 乙は、第 12 条から第 14 条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の 3 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の 1 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前 2 項の違約金は、第 22 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 20 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 21 条 乙は、甲が第 15 条第 1 項に定めるところにより買戻権を行使したとき、又は第 19 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場

合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第23条 甲は、第20条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第18条に定める違約金又は第21条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第26条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第27条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横 浜 市 中 区 本 町 6 丁 目 5 0 番 地 の 1 0

横 浜 市

契 約 事 務 受 任 者

横 浜 市 財 政 局 長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（鶴ヶ峰一丁目）

〔一括払〕

売払人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件を前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（売買対象面積等）

第8条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く。)があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はできない。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過又は同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(要撤去移設物)

第11条 乙は、隣接する道路用地(旭区鶴ヶ峰一丁目99番89号)に存する水道メーターボックスの蓋、止水栓(2か所)、ブロック塀の基礎部分及び同道路用地との境界に存する下水道の接続柵(以下「要撤去移設物」という。)について、所有権移転の日から6か月以内に撤去又は売買物件内に移設をしなければならない。ただし、乙は、やむを得ない事情により期限の延長を必要とするときは、あらかじめ理由を付した書面を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

2 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設及び管理に関する一切の費用を負担するものとする。

3 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設及び管理において、第三者から苦情又は異議申立があったときは、乙の責任において解決するものとする。この場合において、第三者に危害又は損害を与えた場合は、乙はその責めを負うものとする。

4 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設及び管理に伴い官公署等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。

5 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設及び管理において、関係法令等に基づいて適正に処理を行うものとする。

6 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設が完了したときは、速やかに甲に完了を書面

により報告することとし、甲及び乙は現地立会の上撤去又は移設を確認するものとする。

7 甲は、前項により要撤去移設物の撤去又は移設が完了したと判断したとき、乙に対し、書面により完了確認を通知（以下「完了確認書」という。）するものとする。

8 乙が第1項に定める義務に違反した場合、甲は、自ら要撤去移設物の撤去又は移設の工事をすることができ、そのために要する費用は、乙の負担とし、乙は、甲に対し、同費用を支払わなければならない。

9 前項に規定する乙の費用負担は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（土地使用承諾書）

第12条 乙は、売買物件内に存するU字溝及び柵について、機能を保持するため旭区に所有権移転の日から3か月以内に土地使用承諾書を提出するものとする。

（売買等の禁止）

第13条 乙は、第11条第7項に規定する完了確認書の発行前及び前条に規定する土地使用承諾書を提出する前に、甲の承諾を得ないで売買物件について、売買、贈与、出資等による所有権の移転をしてはならない。

（買戻しの特約）

第14条 甲は、乙が第11条第1項又は前条に定める義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買い戻すことができる。この場合、乙が売買契約に要した費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないものとする。

2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。

3 買戻しをした場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲は、その責任を負わない。

4 第1項の規定による買戻しの特約の登記上の期間は、所有権移転の日から10年とする。

（買戻しの登記及び抹消）

第15条 買戻しの特約の登記及び買戻しの手続きは、全て甲の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は乙の負担とする。

2 第11条第7項に定める甲の完了確認書が発行された場合及び第12条に定める土地使用承諾書の提出を甲が確認した場合、乙の申請により、甲は買戻しの特約を解除するものとする。

3 乙は、前項の申請を行う場合、甲が指定する書面によらなければならない。

4 買戻しの特約を解除する場合、乙の請求により買戻特約の登記の抹消を囑託するものとし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第 17 条 乙は、第 10 条、第 11 条、第 12 条又は第 13 条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の 3 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の 1 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前 2 項の違約金は、第 21 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 19 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 20 条 乙は、甲が第 14 条第 1 項に定めるところにより買戻権を行使したとき、又は第 18 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第22条 甲は、第19条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条に定める違約金又は第20条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第23条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第25条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第26条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
横浜市水道事業管理者
水道局長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（鶴ヶ峰一丁目）

〔契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〔契約保証金額〕円を
甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、売買物件を前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第9条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く。）があることが判明した場合、引渡しの日から1年に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はできない。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過又は同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(危険負担と解除)

第11条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、甲が売買物件を引渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 甲は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合、甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第12条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(要撤去移設物)

第13条 乙は、隣接する道路用地(旭区鶴ヶ峰一丁目99番89号)に存する水道メーターボックスの蓋、止水栓(2か所)、ブロック塀の基礎部分及び同道路用地との境界に存する下水道の接続柵(以下「要撤去移設物」という。)について、所有権移転の日から6か月以内に撤去又は売買物件内に移設をしなければならない。ただし、乙は、やむを得ない事情により期限の延長を必要とするときは、あらかじめ理由を付した書面を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

2 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設及び管理に関する一切の費用を負担するものとする。

3 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設及び管理において、第三者から苦情又は異議申立があったときは、乙の責任において解決するものとする。この場合において、第三者に危害又は損害を与えた場合は、乙はその責めを負うものとする。

4 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設及び管理に伴い官公署等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。

5 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設及び管理において、関係法令等に基づいて適正に処理を行うものとする。

6 乙は、要撤去移設物の撤去又は移設が完了したときは、速やかに甲に完了を書面により報告することとし、甲及び乙は現地立会の上撤去又は移設を確認するものとする。

7 甲は、前項により要撤去移設物の撤去又は移設が完了したと判断したとき、乙に対し、書面により完了確認を通知(以下「完了確認書」という。)するものとする。

8 乙が第1項に定める義務に違反した場合、甲は、自ら要撤去移設物の撤去又は移設の工事をすることができ、そのために要する費用は、乙の負担とし、乙は、甲に対し、同費用を支払わなければならない。

9 前項に規定する乙の費用負担は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(土地使用承諾書)

第14条 乙は、売買物件内に存するU字溝及び柵について、機能を保持するため旭区に所有権移転の日から3か月以内に土地使用承諾書を提出するものとする。

(売買等の禁止)

第15条 乙は、第13条第7項に規定する完了確認書の発行前及び前条に規定する土

地使用承諾書を提出する前に、甲の承諾を得ないで売買物件について、売買、贈与、出資等による所有権の移転をしてはならない。

(買戻しの特約)

第 16 条 甲は、乙が第 13 条第 1 項又は前条に定める義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買い戻すことができる。この場合、乙が売買契約に要した費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないものとする。

2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。

3 買戻しをした場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲は、その責任を負わない。

4 第 1 項の規定による買戻しの特約の登記上の期間は、所有権移転の日から 10 年とする。

(買戻しの登記及び抹消)

第 17 条 買戻特約の登記及び買戻しの手続きは、全て甲の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は乙の負担とする。

2 第 13 条第 7 項に定める甲の完了確認書が発行された場合及び第 14 条に定める土地使用承諾書の提出を甲が確認した場合、乙の申請により、甲は買戻しの特約を解除するものとする。

3 乙は、前項の申請を行う場合、甲が指定する書面によらなければならない。

4 買戻しの特約を解除する場合、乙の請求により買戻特約の登記の抹消を囑託するものとし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

(実地調査等)

第 18 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第 19 条 乙は、第 12 条、第 13 条、第 14 条又は第 15 条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の 3 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の 1 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前 2 項の違約金は、第 23 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 21 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 22 条 乙は、甲が第 16 条第 1 項に定めるところにより買戻権を行使したとき、又は第 20 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 23 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 24 条 甲は、第 21 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 19 条に定める違約金又は第 22 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 25 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第 26 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 27 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 28 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 29 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横 浜 市
横浜市水道事業管理者
水道局長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（中村町）

〔一括払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙市有財産有償貸付契約書（以下「別紙貸付契約書」という）記載の借地権の負担が付いた別紙物件明細書記載の土地（以下「本件土地」という）とする。

2 本契約は借地権の負担が付いた状態での売買契約であり、乙は甲が有する別紙貸付契約書記載の借受人（以下「借地人」という）との借地契約上の賃貸人（貸付人）たる地位を承継する。

3 本件土地の賃料については、甲が定めた別紙貸付契約書第6条第2項により貸付料算定基準に基づき算定した貸付料による。

4 甲は、乙と借地人との協議、紛争に一切関与しないものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡した

ものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第8条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求、損害賠償の請求はできない。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過、または同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(借地人への通知)

第11条 甲は、第4条に定める売買代金の納付を受けたときは直ちに、本件土地の借地人に対し、乙が新賃貸人となったことを、書面をもって通知しなければならない。

(賃料の取得)

第12条 本件土地につき借地人から取得する賃料については、第4条に定める売買代金納付の前日までを甲が取得し、その代金納付日以降の分は乙が取得する。

(借地人の所在不明、死亡等の場合の適用除外)

第13条 所在不明、死亡その他の事由により甲が借地人と連絡がとれず、また借地人が死亡している場合に相続人が不明又は不存在の場合には、第11条の規定は適

用しない。

- 2 前項の場合、甲は、借地人、保証人又はそれらの相続人、関係者の搜索及び調査義務を負わない。

(実地調査等)

第 14 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第 15 条 乙は、第 10 条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の 3 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の 1 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

- 3 前項の違約金は、第 18 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 17 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

- 3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 16 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わ

なければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条に定める違約金又は第18条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第23条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第24条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

年 月 日

売 払 人（甲） 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市財政局長

買 受 人（乙）

【特約事項】

1. 乙は、賃料について借地人と改めて協議して定めない限り、賃料を受領することができない可能性があることを確認する。
2. 乙は、本件契約においては、借地人が死亡しており、またその相続人が不明であることを確認する。

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地目	地積 (m ²)		金 額
		公 簿	実 測	
横浜市南区中村町四丁目 274 番 42	宅地	24.71		円
合 計 (1 筆)	—	24.71		円

市有財産売買契約書（中村町）

[契約保証金払]

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 [落札者]
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙市有財産有償貸付契約書（以下「別紙貸付契約書」という）記載の借地権の負担が付いた別紙物件明細書記載の土地（以下「本件土地」という）とする。

2 本契約は借地権の負担が付いた状態での売買契約であり、乙は甲が有する別紙貸付契約書記載の借受人（以下「借地人」という）との借地契約上の賃貸人（貸付人）たる地位を承継する。

3 本件土地の賃料については、甲が定めた別紙貸付契約書第6条第2項により貸付料算定基準に基づき算定した貸付料による。

4 甲は、乙と借地人の間の協議、紛争に一切関与しないものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 [落札金額] 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 [契約保証金額] 円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 [入札保証金額] 円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の納付)

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により 年 月 日までに納付しなければならない。

(所有権移転請求書等)

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第9条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求、損害賠償の請求はできない。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過、または同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(危険負担と解除)

第11条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、甲が売買物件を引渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 甲は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合、甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第 12 条 乙は、所有権移転の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から 5 年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(借地人への通知)

第 13 条 甲は、第 5 条に定める売買代金の納付を受けたときは直ちに、本件土地の借地人に対し、乙が新賃貸人となったことを、書面をもって通知しなければならない。

(賃料の取得)

第 14 条 本件土地につき借地人から取得する賃料については、第 5 条に定める売買代金納付の前日までを甲が取得し、その代金納付日以降の分は乙が取得する。

(借地人の所在不明、死亡等の場合の適用除外)

第 15 条 所在不明、死亡その他の事由により甲が借地人と連絡がとれず、また借地人が死亡している場合に相続人が不明又は不存在の場合には、第 13 条の規定は適用しない。

2 前項の場合、甲は、借地人、保証人又はそれらの相続人、関係者の捜索及び調査義務を負わない。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第 17 条 乙は、第 12 条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の 3 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の 1 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、第 18 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 19 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 20 条 乙は、甲が第 18 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 22 条 甲は、第 19 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 17 条に定める違約金又は第 20 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 23 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅

滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならぬ。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 25 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 26 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 27 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地の 1 0

横 浜 市

契約事務受任者

横浜市財政局長

買 受 人 (乙)

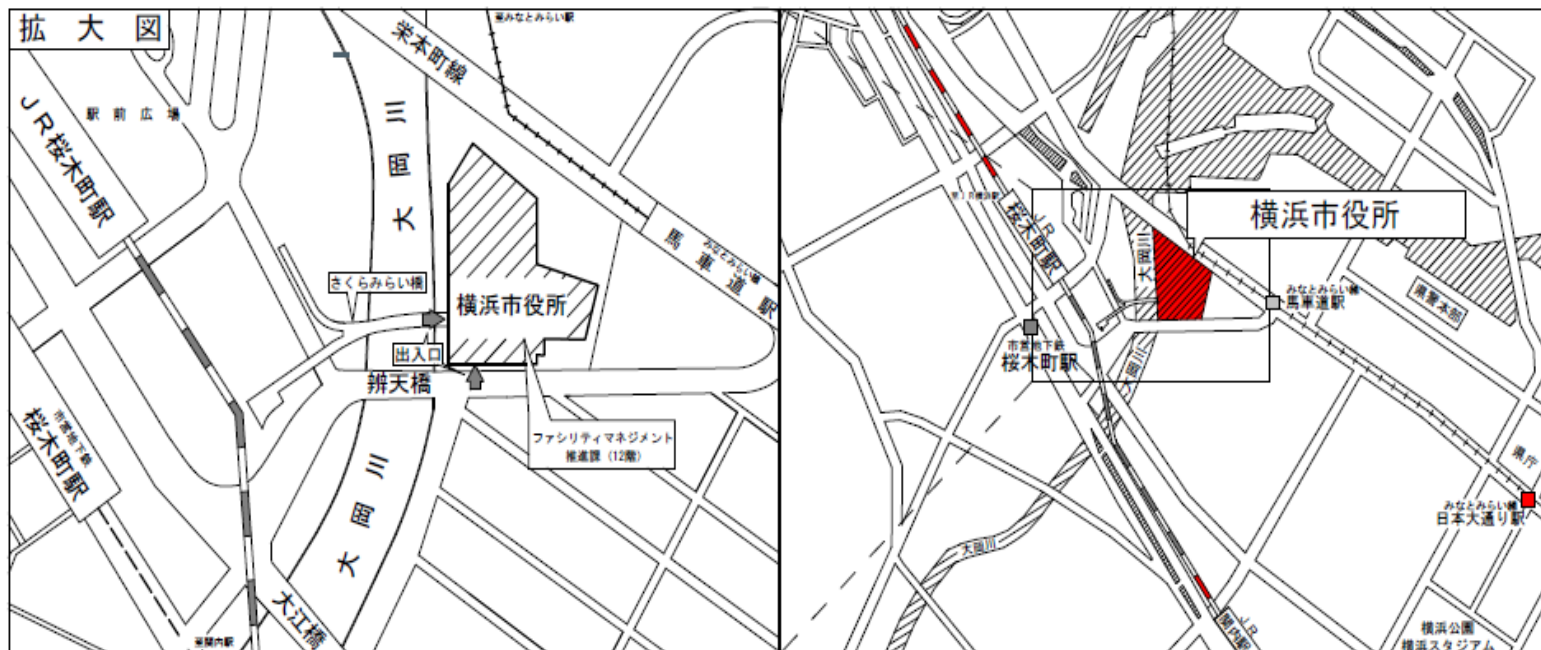
【特約事項】

1. 乙は、賃料について借地人と改めて協議して定めない限り、賃料を受領することができない可能性があることを確認する。
2. 乙は、本件契約においては、借地人が死亡しており、またその相続人が不明であることを確認する。

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
横浜市南区中村町四丁目 274 番 42	宅地	24.71		円
合 計 (1 筆)	—	24.71		円

【案内図】



横浜市役所

- みなとみらい線馬車道駅 直結
- JR 桜木町駅・横浜市営地下鉄桜木町駅 徒歩3分

【問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当 (横浜市役所12階)

電話 045-671-2264 FAX 045-662-5369

E-mail: za-uriti@city.yokohama.lg.jp

ヨコハマの土地売ります！～市有地公募売却のホームページ～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>

